

平成30年第3回
笠置町議会定例会会議録
(第3号)

平成30年9月20日

京都府相楽郡笠置町議会

平成30年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成30年9月20日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	平成30年9月20日 9時30分			議長	杉岡義信	
	閉 会	平成30年9月20日 15時41分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 1名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	坂本英人	○	
	3	向出 健	○	7	松本俊清	○	
4	田中良三	×	8	杉岡義信	○		
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	副 町 長	青柳良明	○	地方創生 担当参事 兼 保健 福祉課長 事務取扱	東 達広	○	
	総務財政 課 長	前田早知子	○	税 住 民 課 長	由本好史	○	
	商工観光 課 長	小林慶純	○	総務財政 課 担 当 課 長 兼 会 計 管 理 者	岩崎久敏	○	
	建設産業 課 長	石川久仁洋	○				
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署 名 議 員	7 番	松 本 俊 清		1 番	西 岡 良 祐		
議 事 日 程	別紙のとおり						

会 議 に 付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

平成30年第3回笠置町議会会議録

平成30年9月11日～平成30年9月20日 会期10日間

議 事 日 程 (第3号)

平成30年9月20日 午前9時30分開議

- 第1 一般質問
- 第2 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年9月第3回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

田中良三議員から、諸般の都合のため欠席届が提出されていますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

2番議員、西昭夫君の発言を許します。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。通告に従って質問させていただきます。

まず、防災計画について質問させていただきます。

町長、まず、防災計画で指定避難所に選定されている場所が、どこがあるか御存じですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 避難所の場所につきましては、承知しております。避難準備情報など出た場合におきましては、私もみずからそういう避難所につきまして、訪問をさせていただいているところでございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

笠置町には、全部で13、まず指定避難所と指定緊急避難所、福祉避難所があって、それぞれに2カ所、11カ所、1カ所なんですけど、そもそも指定避難所と指定緊急避難所の使い分けというのは、どういうふうにされているのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の質問にお答えさせていただきます。

指定緊急避難場所というのは、避難準備情報等避難のときに開設させていただく避難所になっております。指定避難所につきましては、災害の情報少々長期化するような場合には、開設するように、笠置小学校と産業振興会館を指定しております。

先ほど言いました指定緊急避難場所については、西議員もおっしゃっていただきましたように11カ所ございますが、常時11カ所を開設しているわけではなく、順次第1次といいますか、避難準備情報等を出しましたときには、まず集会所等、一部の開設をさせていただいております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

防災計画の中には、避難所の開設は町長がすることになっているんですが、さきの7月の豪雨のとき、南部区と北部区だけの開設やったと思うんですが、それはなぜでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員おっしゃっているのは、多分7月5日からの分の警報の発令時やと思うんですけれども、そのときには、避難場所といたしまして、役場、笠置会館、産業会館、それから今回つむぎてらすを開設させていただきました。南部区だけではなく、西部地区の笠置会館も開設させていただいております。今回、集会所の開設は、このときにはちょっとさせていただいていなかったというところですよ。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） すみません、なぜ集会所等を開設しなかったかをお聞きしているんですけれども。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 申しわけありません、西議員の御質問お答えさせていただきます。

7月5日から、警報発令は7月5日21時24分、ちょっと夜間になっていたんですけれども、7日の朝まで警報が継続するというような状況が続いておりました。6日の午前9時に避難場所を開設いたしました。日中、それからこの警報につきましては、余り雨がこちらのほうきつなく、状況を見て、まず第1弾といたしまして産業会館、役場というふうな公的な施設を開設させていただきました。

雨量の状況であったり、避難者の状況、このときも準備情報も出ておりますので、その状況を見て、各地区の集会所等開設していこうということで考えておったのですが、今回の状況のように、雨量がそう多くなかったんです。風はありましたが、雨量が多くなかったこともあり、避難者の方というのが、実際1名だけでした。

つむぎてらすは日中を開設しておりましたが、ここは16時で閉鎖し、夜間雨もおさまつてき、警報は継続しておりましたが、雨もおさまってきておりましたので、避難所を多くあけるといことはいたしませんでした。

住民の方にとっては、各地区の集会所等近くにあつたら、あるほうがいいという判断もあつたのですが、今申しましたように、雨量も多くなく、包括支援センターからも警報発令時には避難されている方にもお声かけもいただいたんですけれども、避難しないというお返事もあつたので、避難準備情報は出したままですが、避難所は役場も含め4カ所にとどめたといところになっております。

おっしゃるように、常時6カ所ないし11カ所全てあけるといふうな判断に、今回は至らなかつたといところで、そのような対応をさせていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

今言われたみたいに、雨が降らなかつたといのは結果ですよ。僕も消防団に入つているので、いろいろ台風情報とか台風の進路とか見て、準備はしたらどうやとい意見とかも言つていたんですけれども、どうも取り上げてもらえないといのはあつたんです。

様子見で、その場その場の対応ではなくて、常にそのときに考えられるベストな対応といのは必要やと思ふんです。結果、何もなかつたらオーケー、でも、もし何かあつたときに、その場で対応といのは、例えば雨がもしきつく、風もきつかつた場合に、じゃ、そこから避難するのよとなると、それはもう避難する側も危険になるし、避難を誘導する側も危険になるわけです。

開設するに当たつては、確かに町職員の負担とかも大きいと思ひます。確かに大きいと思ひますけれども、そこはやっぱり住民の生命、財産といのを高らかに言つているわけですよ、町にしても笠置町消防団にしても。それやつたら、それなりのちゃんとした対応、ちゃんとしたと言つたらちょっと失礼ですね、マニュアルにのつとつた対応をしていただきたいと思ひます。

防災計画を見つてみると、避難勧告等の判断・伝達マニュアルは作成しなさいとなつていはずなんですけれども、その辺はどうなんでしょう。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問お答えさせていただきます。

先ほどの避難所の件ですが、先に避難所の分については失敗を恐れてはいけなないと思ひ

ますので、それ以降につきましては、各地区の集会所等も6カ所、まず一時的に、第1次といたしまして集会所も含め6カ所の開設をさせていただいております。西議員おっしゃったように、何かあってからでは遅いと。

ただ、今回7月5日から7日にかけての状況は、状況といたしまして、いろんな気象情報であったり、放流情報等々勘案いたしまして、避難所としては3カ所にとどめさせていただいたというところなんです。もちろん、避難者がなくても開設していくというところで、それ以降考えさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。申しわけありません。

それから、避難伝達マニュアルですけども、マニュアルとして確立されたものはないんですけども、町長、それから、まず警報が出たら1号配備といたしまして職員が招集されます。避難勧告等につきましては、もちろんこれも消防団の団員さんたちにも御協力いただかないといけないことですので、消防団、それから警戒本部との連携等につきましては、十分密にさせていただかないといけない内容だと思っております。

今後、ちょっと連絡系統、それから、今も電話連絡であったり、それから、消防団員さんにつきましては団長のほうから部長を通じて、団員さんへの連絡というふうな形をとってもらっておりますが、今後は、もう少し具体的に連絡体制、どのようなという系統を確認させていただきたいと思っております。

どこかで漏れ落ちということではないですけども、全員に周知できていないような状況では困りますので、そこらは確認させてもらえたらと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

この防災計画を見てみると、常に文章は町長が何々する、町長が何々すると出ているんです。

それで、その中には防災計画にのっとなって町職員、各種団体に研修、訓練等を行いと書いてあるんです。僕も今現役の消防団なんですけれども、どうも、訓練が毎年恒例という感じの訓練になっているような気がするんです。

町長、そういう指示とかはどう出されているのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 避難準備情報だとか避難勧告、そういう指示におきましては、担当課と相談しながら、私が最終的な判断、指示を出しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問ですが、訓練につきましては、消防団でやっていただいている訓練が常態化しているような慣例の訓練になっているということをおっしゃっているように思いました。

町でたしか3年ぐらい前には、町全体でハザードマップを配布させていただいた年に、住民さん全員参加していただいて訓練というところをさせていただいたんですけども、なかなか住民さんの御参加が少なく、消防団、それから本当に関係者だけの訓練になったような感もございました。

今年度につきましては、10月に防災会議を開催する予定としておりまして、そこでも年度内に避難訓練等、これも住民さんも参加いただいて、訓練をしてはどうかと内部のほうで話をさせていただいております。それは町長、副町長からの指示もございましたので、今、担当者のほうも会議に向けて進めているところです。

マンネリ化してしまわない、マンネリ化して本番に間に合わないような訓練では仕方がないと思っておりますので、うちのほうも消防団の方々と連携をとりながら、どのような避難訓練が必要なのかというところを確認させていただき、進めさせていただきたいと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

そうなんです。防災計画の中には、防災計画を使って、職員、関係団体等で研修、訓練等を行い、習熟に努めるとあるんです。

正直言って、消防団で幹部になっていたんですけども、実際、防災計画というのは、すみません、僕は見たことなかったんです。多分もっと上の幹部の方は知っていると思うんですけども、内容を見ると、物すごくいいことを書いてあるんです。例えば各地区によっての被害がこういうのが想定されるとか、高齢なので、周知をもっと徹底したほうがいいとか書いてあるんです。

だから、そういうのは、例えば町長の指示でもいいので、これも消防団の方見られていると思うので、ここで言うておくというのもいいことやと思うんです。

確かに知っている、知っていないでは大きな差があって、訓練もやったかやっていないかで、いざというときに物すごく差が出てくると思うんです。

よそでは、まち全体で訓練しているというところもあると聞いています。例えば笠置で想

定される災害というのは、一番最初に思いつくのは、台風なり増水、雨のときの災害やと思うんですけども、そのときに、避難勧告が出ても、アンケートで避難勧告が出て避難するかどうかというのは、避難すると答えた人は22%やったと思います。その中の内容で、近所の人で避難したら自分も避難するというのが、かなりの割合を占めていると思うんですけども、これも実際自分で感じたんですけども、避難するせえへんは、恐らく1回避難したことがあるかどうかでも大分変わってくると思うんです。

それを踏まえてなんですけれども、東部やったら東部区の集会所が避難場所になっているんですけども、各避難場所の安全性とかは検証されているのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。西議員の御質問お答えさせていただきます。

まず、避難所につきましては、区長会等でお話はいろいろ聞かせていただいております。各地区かなり建築後年数もたっておりますので、老朽化している集会所であったり、それから東部区さん、今お話が出ましたけれども、あそこは低い位置にございますので、国道と同じレベルのところ建っておりますので、浸水等の心配も区長さんのほうもされているお話も聞いております。

安全性につきまして、町から行って確認したというところはございませんが、区長会からのお話で、集会所の建物自体につきましてはお聞きさせていただいております。

先ほど言いました防災会議のほうでも、今後避難場所として適切な場所というのはふやしていく必要があると思います。例えば東部区さんでしたら、サテライトオフィスを活用していただくということも考慮したいと思っておりますので、ほかの地区のほうでも集会所が危険やと、役場でも北部区の集会所は開設せずに役場に避難していただいているということもございますので、そこらは防災会議のほうで、また詰めていかせていただきたいと思います。

さきの御質問で出ておりました研修等、それから避難訓練につきましては、順次させていただきたいと考えております。おっしゃったように、防災計画自体、職員も全てを読んだかと言うと、全ての職員がそうではないかもしれませんので、今度10月、まず管理監督職に対しまして、危機管理の研修を開催したいと思っております。

実際、役場に勤務している職員につきましては、災害時は1号配備といたしまして、職員対応しておりますので、そういう気持ちの持ち方、災害時の対応等、みんな統一した意思で動けるような形で研修を持ちたいと考えておりますので、今後どんどんそういう機会をふや

していきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

この質問に対しては、最後、要望で終わるんですけども、消防団では11月、秋の訓練のときに各戸訪問で、災害対策とかそれについての書いたやつを配ったりとか、訪問して住人の確認とかをする予定のはずなんですけれども、実際、災害が笠置で起きるといのは、大体多分雨、台風の時期、6月から9月、10月ぐらいまでかけてやと思うんですけども、11月に各戸訪問して啓発活動をするんですけども、1年たったぐらいに災害が一番よく起きるといのは、ちょっとタイミング的にもそんなに、やらないよりはいいと思うんですけども、タイミング的にちょっとどうかとは思っています。

だから、僕個人の経験とかの要望からすると、災害が起きる前に何か対策打てないのかなというのを考えてもらいたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

西議員の今の御発言で、確かに秋は、秋の訓練の後、各戸回っていただくのは、冬場に向けての火災がメインになってきております。それに付随して災害時の対応というのも入っていますので、秋は秋で火事の注意に向けての啓発、それから夏前ぐらいには、たしか5月ぐらいにも訓練を消防団がされていたと思いますので、そういうときにも御協力いただいていくというふうなことも、また調整させていただけたらと思いますので、今後また活動、消防団の方には御負担がふえるかもしれませんが、そこはちょっと団長のほうとも相談をさせていただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 防災についてであります。西議員が言われたとおりの点多々ございます。

町といたしましては、やはり町民の皆様の生命、財産を守る、それを第一義に位置づけて行動してまいりたいと思っております。避難準備情報、また避難場所の安全性、またそこに至る経路の安全性、また避難誘導、またパトロールなど、行政といたしまして、町民の皆様の生命と安全を守る、そういう強い意志を持ってこの防災に当たっていきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。ありがとうございます。

次の質問に移ります。

またまたまたなんですけれども、空き家対策について質問させていただきます。繰り返しになるかもわかりませんが、現在の町営住宅の空き住宅の状況と解体等して空き地になった数とか教えてもらえれば。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在、町営住宅の中の空きとなっているところは27ございます。ただし、ここに全て住めるというような状況ではないことだけは御理解いただきたいと思います。

また、解体して更地といいますか、住宅を除去したところにつきましては、申しわけございませんが、私、資料をちょっと持ち合わせておりませんが、記憶では2棟と言うんですか、奥田住宅のほうで除去したというような記憶をしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

町長にお聞きしたいんですけれども、今後、笠置町で町営住宅をふやすなり、建てかえるなりの計画、方針等あるか、ないかお聞きしたいんですけれども。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今のところ、町営住宅を新築していくという、そういう具体的な話は現在はございません。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

前回の建設課長の答弁でも、解体するのにも建てかえではないので補助が出ないということやったと思うんです。ですよね。

それで、今、全国の自治体でいろいろやってはるのが、公営住宅の目的外使用、いろいろ調べると、ほんまにあちこちでちょっと調べただけでもかなり出てくるんです。確かに27軒空きがあるといっても、全部が使えるわけではないということやったんですけれども、笠置町としては移住促進とかやっているのでしたら、まず公営住宅の目的外使用をして、町外からの移住者希望を入れるというのはどうでしょうか、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町営住宅につきまして、移住者も迎え入れたらという提案でございます。

町といたしましては、町営住宅の本来のあり方を尊重しながらも、移住促進のためにも活用を考えていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西議員の御質問にお答えしたいと思います。

公営住宅を移住促進のために活用、目的外使用としてできないかというような御質問でございますが、京都府住宅課のほうにも確認いたしましたところ、公営住宅の本来の目的であります入居対象者である住民の入居が阻害されることのないよう、十分留意した上で、地域再生計画を作成し、京都府、また国との協議を経て認定されれば可能であるというように聞いております。

また、そういったことで公営住宅を移住促進に利用されている自治体のほうで、いろいろ私のほうでも聞き取りをさせていただきました。

その結果を簡単に御報告させていただきますと、その自治体では、先ほど申し上げました公営住宅の本来の入居対象者である住民が住宅に困窮された場合は、十分対応していける住宅が別に確保されておりまして、移住向けに貸し出している住宅につきましては、これはあくまでも電話での聞き取りを行った例の範囲ではございますけれども、3室程度確保されまして、6カ月から1年の間で、それは自治体の実態に合わせての設定ということになりますけれども、一時的な住まいの提供、お試的な利用が多いようでございます。基本は一時的な利用という形で実施されているところが多いように見受けられましたが、中には、期間が満了すれば、公営住宅法の入居基準を満たしておれば、そのまま永住することを認めている自治体もあるようでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

確かにそのとおりです。ここにも書いてあります。該当財産の使用、用途は目的を妨げない限りにおいてその使用を許可できるとなっています。できるかできへんかで言えば、できるということなんです。

それは、町長なりの決断、前回もありましたけれども決断、やるかやらへんか、するかせえへんかの決断で決まるというふうに、僕はこれをいろいろ読んでいて、そう思えたんです。

確かに期間は半年から1年、延長して1年ぐらいが限度になるんですけども、その間に民間の土地なり家を探して、そっちに移住するというのが本来の目的外使用でやってはるほとんどのやり方やと思うんですけども、ここで聞きたい。町長として、やらはるかどうか

を聞きたいです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほども申しあげましたように、町営住宅の本来のあり方を尊重しながら、そういうふうな活用も考えていきます。

そのためには、いろんな条件というものが、整理しなければならない問題もございます。それをまた行政、また各地区の選考委員さんとの意見を踏まえながら、この話を慎重に進めていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

他府県でいえば、滋賀県とかは、今人口が少しずつふえているんですけども、統計では2040何年には2.7%か何か減るといふような統計が出ているらしいんですけども、そういう滋賀県でも、既に空きの県営住宅を使ったコミュニティ再生事業もやっているんです。滋賀県でもそういうのを積極的にやっています。

笠置町の立地でいえば、東部3町村でいえば真ん中に当たっていて、立地的には僕はいいと思うんです。小さいまちですけども、立地的にはいいところにまちがあって、例えば奈良、大阪、京都、三重県にも十分1時間前後の圏内にあって、仕事をするには問題ないところにあると思います。

ただ、住む場所が少ないということなので、住む場所があれば移住してくる人が来る可能性は大にあると思います。それはもう、まちがどういうふうなスタンスでこの問題に立ち向かっていくかという、それこそ気持ち次第やと思うんです。

それで、町長がこうやって言ってくればるんやったら、例えばまち、行政はそっちの方向に向かって動き出すと思うんです。ただ、今までの状況では、あれがでけへん、これがでけへんというのが多かったと思うんですけども、そういうのを今言わはったように、問題を整理しながらやっていきますと言われたんですけども、本来ならここで、じゃ、いつまでにといふのを聞きたいんですけども、それは答えられますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、笠置町では、ストック住宅として位置づけている有市住宅の耐震化、浴室のバリアフリー化、御承知のとおり進めておるわけでございます。この2つの事業とも、町営住宅の長寿命化計画をもとに、国の社会資本整備交付金を財源に進めているところでございます。

耐震工事につきましては28年に診断、29年に設計、30年の工事で3棟の耐震工事を予定しております。あと3棟の耐震、それには診断、設計、工事というのが必要になってきております。

また、浴室のバリアフリー化につきましても、29年度までで5戸、30年度で5戸、以降8戸を予定しております。入居されているところを優先的に進めておりますので、なかなか空きのところには進めていけないというのが現実問題でございます。

そういった整備といいますか、安全整備といいますか、そういった諸条件の整理をまだなかなか行っていない、行われていないところが整理していければ、こういった状況の中でも、こういう課題がございます。

そういった課題を整理していければ、公営住宅のこういった移住促進の利用につきましては、住宅選考委員さんからも前向きな御意見をいただいておりますので、進めていくことは可能であるかなというふうに思われます。

また、移住促進の担当しております商工観光課とも調整をしながら、住宅選考委員さん等のまた御意見を聞きながら、進めていけるものかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど課長のほうから報告がございました。今、町営住宅のあいているのが27戸という報告がございました。

すごくコミュニティーが薄れてきてまいっております。また最近、高齢者の方が倒れられていて、それをなかなか発見できなかったということも聞いております。本当にこういう空き家がふえてくるということにつきましては、社会不安をあおっていく、そういうふうな状況も生まれてきております。そういうことも考えまして、早急に整備にかかり、このような形での応募もできるように、町としても取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。ありがとうございます。

町営住宅以外にも、空き家のことで少し調べたりとか、どういう状況かというのを見て回ろうと思って見て回っていたんですけども、それにあわせて、ちょっと動くと、貸したいとか処分してほしいという家が出てきたんです。僕が知っている間にも、ここ1カ月で二、三軒あったので、連絡先とかは地域おこし協力隊の人たちに連絡して、確認なり、不在のと

きは窓あけて風を通すこともやってもらうようになりましたので、町としても、町営住宅のことは質問しましたがけれども、空き家住宅に関して、もう少し、ちょっともう一歩前に出てもらえると、いろんな情報が入ってくると思うんです。

笠置町がこれから目指す移住促進なりのことが、さらに進むと思うんです。例えば委託して調べてもらいました。はい、終わりではなくて、みんなで1,300人ちょっとのコミュニティなので、隣近所のことなんて、みんなよう知ってはると思うんです。

それで、そういうような移住促進なり空き家対策にはどんどんつながっていくと思うので、そういうところをもう少し柔軟な考えを持ってやっていただければと思います。

次の質問に移ります。

東部区にある旧南邸、サテライトオフィスについて、現状報告をもらいたいです。利用状況とかはどうなっているのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

サテライトオフィスの利用状況でございますが、昨年度から直近までで約計10回ほどの利用があります。

具体的な中身といたしましては、町外の専門学校生による研修、また、笠置町と協働で、今、まちづくり取り組んでおります研修会、また町の保健福祉事業といった内容で、町内外の方々が利用できる交流の場所ということで現在の利用実績がございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

サテライトオフィスについて、たしか指定管理条例は通っていると思うんですけれども、今の状況では、町が直接管理するということでもいいんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

サテライトオフィスの管理につきましては、町の施設ということで、町または指定管理業者が管理することができるという、そういうことになっております。

今後、指定管理業として御希望がある団体がおりましたら、その都度、また、議会に諮らせていただきまして、対応させていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

あそこがサテライトオフィスになる前に、東部区の人たちと懇談会があったと思うんですけども、そのときに東部区から出た要望なりというのは、活かされているんでしょうか。

1つには、運営管理はどうなんねやという質問が出たと思うんですけども、そのときに早急に運営管理の手法を検討して報告するとなっていたと思うんですけども、報告はされたでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初、2年前ですね、東部区の皆様と笠置町の担当課長、担当者なりが、あの施設のあり方についてのお話をさせていただきました。そのときに、具体的な指定をどうしていくか、誰が運営していくか、そういったことの話はありませんでしたが、東部区の方々から、こういう使い方がある、こういうことをしたいというお話もありました。

具体的に、建物ができてから、その結果というものを、またその場で報告させていただいたことはございません。ただし、先日も区長会の中で話がありましたように、やはり町内全体としまして、コミュニティーの場として使っていただけるように、今後、今現在検討しておりますので、広く、先ほど申しましたような企業さん、町外だけじゃなくて町内の方々が使っていただける、そういった開かれた場所を今後進めてまいります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

僕の耳に入ってきているのは、サテライトオフィスに興味を持った事業所なりが2件ほどあると聞いたんですけども、その話し合っておられるか、もし話し合われているなら、どの辺まで話が進んでいるか教えてください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、具体的に2件の業者さんがお話に来られています。1件は京都市内のほうで同じようなサテライトオフィスを使われている方々の団体でございます。そういった団体の方々が京都市内の中で仕事をする。また、こういった笠置町の自然の中で環境を変えて仕事をする。そういった相互的な利用ができないかというところで1点御相談があります。

もう1件につきましては、同じように移住・定住なり、そういった地域の活性化なりを主としておる団体で、そちらのほうも主に京都市内のほうに拠点があり、また第2の拠点とし

て、この笠置町のほうで場所を設けることができないかというふうな話で、実際にどういった、じゃ、具体的な計画ということは今出していただく、そういった段階でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

うまく利用できるように期待して、次の質問に移ります。

雇用創造が行うセミナーについてなんですけれども、この前、僕も行ったんですけれども、非常にいいセミナーでした。なので、これも町に対して要望というか提案なんですけれども、テーマが民泊、農泊、ゲストハウスについての町の活性化というのがテーマやったんですけれども、どちらかという、町の活性化のほうに重きを置いたセミナーやったので、非常によかったです。町の問題、自分の問題、あとは目標設定とかもきっちりできて、それに向かっていく手法というものを考えながらやっていけるセミナーやったので、それはまだ続くんです、この後。

提案としては、笠置町の一般の住民の方も参加してというのもいいんですけれども、町職員の方に積極的に参加してもらいたいの、例えば時間が勤務時間外なので、いろいろ聞いていると、現在研修に行っている数もそんなに多くはないというのは聞いたことがあったので、そちらのほうに超勤でも出してでもいいので、町としては、職員をそっちに、研修なりセミナーに参加させるということはどうですか。町長か副町長かどちらでもいいです。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

現在、民泊・ゲストハウス経営セミナー、これは9月2日から10回ということで、シリーズで雇用創造協議会のほうで企画、立案、実施をいただいております。

大変私もこのチラシを見させていただいて、中身が濃い、本当に実践的な講座だなということで、これは興味を持たせていただいております。また、今後も国立大学法人の和歌山大学の観光を専門的にされている先生を招聘されて、そういうセミナー、講座を開催されるということも聞いております。

職員の資質向上、あるいは自己啓発という観点から、できる限りこういったことを職員にPRさせていただいて、現在のところ、まだ自己啓発の範囲の中で行ってくださいよということしか言えませんが、今後、この研修の内容等をよく見させていただいて、職務としてこれを研修として生かしていくということも可能であれば、そういう方策も考えていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

検討の段階でとまるんですか。どうなんですか。今後検討して行かせるということなんですけれども、もう少し強い気持ちが聞きたいんですけれども。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、研修の原則というものがございまして、職務能率の向上であったり、そういう職員の資質の向上であったり、そういう目的というものが達成される内容であるかどうかということが、まず必要になってまいります。

そういうような内容の研修といいますか、セミナーというものが開催されるのであれば、今回のこの雇用創造協議会のセミナーに限らず、広くそういった研修の機会を職員のほうに行っていただけるような、そういう研修命令といいますか、職務として行っていただくようなことは積極的にはさせていただきたいと考えております。

現段階で、例えば民泊・ゲストハウス経営セミナー、現在開催されているものに対して、これが職務としてどう関連するかというのは、具体的にまだ検討しておりません。その中で、具体的にこれはたいへん職務と関係があることだから、関係課において、それに対しては研修として参加をするようにということは不可能ではございませんので、そういう前向きな検討はさせていただきたいと、そういうふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

内容にはまちの活性化というのが入っているので、それは当然笠置町としては目指すところなので、住民のみならず職員の参加というのでも強く要望して質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで西昭夫君の一般質問を終わります。

この際15分間休憩します。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時38分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

3番議員、向出健君の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出健です。発言通告に基づきまして質問させていただきます。

質問の構成の関係から、また、先ほどの西議員と大変重なる部分がありますので、一部省略して短くなることもありますけれども、御了承いただきたいと思います。

まず、1つ目の大きな項目として、災害対策についてです。

備蓄の問題ということで挙げさせていただいています。今現在、町として、備蓄は十分に充足しているのか、何かまだ不足しているものがあるのか、その状況について基本的なところを確認したいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の備蓄に関する御質問の御回答をさせていただきます。

食料品といたしましては、こちらガイドラインに基づいて1人当たり3食、3日分を備蓄しております。現在、うちのほうで保有しておりますのが、アルファ米、これは白粥です、レトルトパックになったお粥です。それが2,450食。それからパンは乾パンです。3,888食、それから保存水も3,888リットルございます。これは乳児用に粉ミルク2キログラムを。食料品といたしましては、今これだけを所有しております。

あと、備蓄といいますか、資材等につきましても、防災倉庫内で保有しております。土のうであったり、一輪車、ブルーシート、それから簡易のテントや簡易のトイレ、マスク、毛布等、保管しております。

足りているか、充足しているかどうかと言われれば、まだ足りないものも多数あるかと思えます。例えば洗顔用品であったり、紙おむつ、高齢者向けのおむつ、そういう物もこれから足していかなければならない物と思っております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

ちょっと細かいことになりますけれども、先ほど白粥のほう、レトルトパックのほうを用意しているということでしたけれども、これは、熱源というものが必要になってくるような物なんでしょうか。そうした場合、熱源の用意というのも考えていかないといけないのではないかというふうに思います。

それから、各家庭等でも備蓄を進めるように言われてきているとは思いますが、特に熱源の要らない物というのは、乾パンとかそういう乾いた物等になりますけれども、やはり食事としては飽きてくるということで、レトルトのカップ麺であるとか、火を通していかなければいけない物等も必要になってくるというふうに考えます。

そうした場合に、熱源の確保というのは、どうやって火を通したり、お湯を沸かしたりというところについては、どのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員のアルファ米、白粥、レトルトのパックですけれども、これは温めなくてもそのままでもいける物となっております。確かに温めたほうがおいしいのは確かですが、非常時といたしまして、温めなくても食べられる物ということで、こういう物を選びました。

それから、熱源ですけれども、非常電源につきましては準備はあります。できるだけ長期間の停電であったり、それからガスの供給がない、幸い笠置町はプロパンガスですので、何かしら対応はできるのかなとは思いますが、今後、先ほども足りない物もおっしゃっていただいておりますが、カセットコンロ等も必要な物かなと感じております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

紙おむつ等、またカセットコンロ等、不足している物もあるということで、特に避難所での乳児の紙おむつというのは結構大変な事態を招く可能性がありますので、やはりこういうのは早急に準備していただきたいと。

そのほかにも、必要なもの、ポータブルトイレであるとか、実際トイレ自体はあるんでしょうけれども、そうした緊急対応するものというものも、もっときちっと整理をされて、十分な準備をしていただきたいというふうに思っています。

それで、備蓄に関してはもちろん行政側が用意する分というのは行政の側が考えてしていくことではありますけれども、やはり住民のニーズですね、こういうものもあったほうがいいのではないかとということ等も関係をしてくるのではないかと。特に食料品等については、やはりニーズも強い。それから、今言ったような紙おむつ等も、いろんな状況では、特に子育て中の親御さんにとっては非常に気になる点であったりすると思うんです。

そうした住民のニーズということについては、何か把握をされているんでしょうか。お聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。住民からのニーズ、特段アンケートをとってみたいということもしておりませんので、どのようなものが必要かというところ、本当に必要なものというのは把握できていないとは思われますが、最低限日常生活を送っていただ

けるのに必要なものは、今後順次そろえていきたいなと思っております。

それから、各御家庭でも、全て町で準備するのではなく、ふだんからの準備していただけるような、何が必要かというところも考えていただけたらと思っております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

備蓄に関しては、町もそうですけれども、各家庭でできる限りは備えておくことのほうが、いざというときにはいいというのは当然のことですけれども、どういった形で、どういったものをそろえるのが効率がよかったり、また賞味期限等の関係で腐らせたりしないようにできるかというのは、先ほど訓練等の話もありましたけれども、そうした機会を捉えまして防災会議等もするということでしたけれども、そうした具体的な中身ですね、防災のマップ等、そうした指示の文章の中にももちろん書いてありますけれども、そうした機会を設けることによって、住民のやはり意識を高めていただいて、具体的な方策も含めて進めていくべきじゃないかというふうに考えています。

私自身もいろいろ考えていまして、準備しているわけですが、本当にこの形でいいのかどうかということもありますので、ぜひその点についてはきちっと進めていただきたいと思うわけですが、その点についてはどうされていくのか、お聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問お答えさせていただきます。

確かに御家庭で必要なものというのはそれぞれあると思いますので、準備していただくのが一番のベストやと思っております。

防災訓練、それから避難訓練であったり、消防団での啓発等も活用させていただきまして、住民さんには、自主的にどういうものが備蓄で奨励できるものであるかというところもお示しさせてもらえたらと思っております。

これちょっと個人的な話で申しわけないんですけれども、うちは犬を飼っております、ペットの問題、今の避難所では問題が大きく出てきている話もございます。ペット用のものは迷惑をかけないようにと思っております、準備だけはしております。

私は仕事柄やっぱりこちらに来ているので、ほったらかしになるところもありますので、そういうところ、住民の方々にもそういう啓発をどんどん進めていかないといけないという

のは、本当に痛感しております。今回、いろんなところで台風、地震等の自然災害が発生しておりまして、住民さん、着の身着のままという方もいらっしゃいますので、そういうことがないように、十分啓発を進め、奨励させていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

当然食料品等の準備というのは、災害が起きれば食料が手に入りにくい状況になるということで備蓄をします。当然のことですけれども、以前、コンビニ等との協定、災害時にはコンビニの食料品等、ほかの用品も含めて支給していただけるような協定等を結んではいかがかと。かつて質問させていただいたときには特にしていないと、予定も特にはないという話で、ただちょっと協議等はないという話もあったかと思うんですけれども、現在、そうしたコンビニ等の提供についての協定等はどういう状況にあるか、お聞きをしたいというふうに思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。協定につきましては、コンビニとまだお話が進んでおりませんが、以前からホームセンターコメリさん、ここは全国的にも協定を結ばれております。あそこは資材だけではなく食料品も扱っておられますので、以前から協定を結ばせていただいております。

もう一つは、京都生協さんとも災害協定を結ばせていただいておりますので、こちらもそういう食料品の配送であったり、ほかの面につきましても、支援いただけるということで協定を結ばせていただいております。

コンビニにつきましては、今後、笠置町にあるコンビニさんでしたら、上のところともお話をさせていただかないといけませんので、順次と言いますか、また追ってお話をさせていただけたらと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

コメリ、それから生協ということではいるということですが、やっぱり一番近くにあるコンビニというのがしておけば、いざというときには一番早い形で。もちろん道路が完全に塞がった状態であれば、そういう阻害される危険性がありますが、やはり地理的にも近いところとしておくということが一番重要じゃないかというふうに思いますので、この点はぜひともちょっと話を進めていただきたいと思います。

それから、備蓄とのかかわりもあるんですけれども、避難所の整備、環境整備等々につい

てちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

一般的に小学校の体育館というのは避難所ということでありますけれども、特に夏場は空調もないということで、一応優先順位としては外す形で運営されているというふうにも聞いてはいるんですけれども、やはりたくさんの方が避難となってきた場合には、体育館の利用というのも現に出てくる可能性もありますので、特に体育館、もちろんスポーツをやっているときと避難とでは状況が違うんでしょうけれども、避難所となっている以上は、やっぱり空調等も、特に夏場の避難ということですね、台風の多い時期でもありますし、考えていけない問題ではないかと思うわけですが、その点はいかがでしょう。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問ですが、体育館は確かに空調ございません。夏場はかなり気温が上がってきます。ここに最大、今260名の避難が可能というふうに試算はしておりますので、その人数が入りますと、人の熱気も加算されてかなりの気温上昇が見込まれると思います。

ただ、体育館に空調というのはなかなか、申しわけございません、費用的なところで取り組めていないところではございます。簡易的な扇風機であったり、それから、さきの予算で購入させていただきましたスポットクーラー等、そういうものを体育館に導入できるのかなと思っております。

確かに住民さんが避難してきて、心労もある上に、そういう体調面でふぐあいが出るということも困りますので、ちょっと何かしら対応は必要だと考えております。ただ、今ある扇風機やスポットクーラーだけでは対応できないという可能性も大きくあると思いますので、ふやしていくなりというところで検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

全国的にも熱中症問題が取り沙汰されていて、やっぱり空調をきちっとしていかないといけないというのは大前提になってきていると。

学校の教室等も基本的には整備をしていくという方向で、もちろん未整備の地域等々もありますけれども、やるのは前提だという中で、避難所のように、特に先ほど言われたように、心労もあったり、体調も悪くなる可能性もある中でのことです。特に環境をきちっとしておかないといけないところやと思うんです。

予算と言いますけれども、それは命とか健康にはかえられないという視点で、ぜひとも決

断といたしますか、具体的に検討に入っていった進めていただきたいと思いますと思うんですけども、町長、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 長期の避難をしていただくということになれば、体育館になってくると思います。その体育館が冷房、暖房の設備がないということについて、当面すぐにどうしていくという答弁はまだできないんですけども、小学校の体育館がそういう施設になっていくという、そういうことを前提に置きまして、検討をさせていかせていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

これは結構重要な問題だというふうに考えますので、本当に真剣に考えていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、もう一つは洪水、特に洪水ですね、大雨が降ったときに水があふれてきたとき、特に避難所はそれに対する対応が大変弱いというふうに、防災マップで見ても、そういう状況にあるのではないかということで、かつて2階、3階というところ、高いところでの避難もできるような場所の確保、避難所の確保もというふうに提案させていただいたわけですけども、このこともちょっと真剣に考えていただきたいと思いますと思っているわけですけども、この点については、以前、なかなかそういう場所も確保しづらいということで、難しいというような答弁もありました。

しかし、やはり大事なことです。特に台風の被害ということで、笠置町、今回もそう大きな被害はなかったということですけども、やはり対応は必要ではないかというふうに考えます。この点については、どのようにお考えをされていますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問の高層の建物、2階、3階、笠置町内、確かに3階までのところがほとんどでございます。

産業振興会館、それから役場、体育館、笠置会館につきましては、洪水対応というわけではございませんが、まだ比較的水害から高い場所に建設されている場所ですので、新たに建設というところには至りませんが、そういうところに避難場所、避難を移動していただくという方法もあるかと思っておりますので、低い場所、先ほど西議員の御質問でも東部区の集会所が一番低いところにあるというお話もありましたので、そういうところで避難所の分散という

ところで対応できたらと考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

情報の発信についても、ちょっと質問させていただきたいわけですがけれども、いわゆる緊急避難速報というものはありますけれども、こういう災害が起きたときにホームページとかを確認したり、役場に直接問い合わせるとすれば、どこが開設されてとか、どの避難所がぁいっているとかいうのは確認できるというふうには思うんですけども、やはり以前も質問させていただきましたけれども、今携帯を持っていない方ももちろんおられますけれども、携帯にも事前に情報が入るような、そういう仕組みをつくったほうがより情報を得やすいし、知ることができるということで、そういうことも、もちろん御本人さんが登録したりとかというものもちょっとかかわってくるかなというふうには思うんですけども、そういう仕組み、システムというものも構築していくほうがいいのではないかとこのように思いますけれども、そうしたことについてはいかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問お答えさせていただきます。

避難準備情報等、今回でもそうですけれども、携帯のほうには発信させていただいております。笠置町は高齢者が多くて、ホームページをなかなか見られない方もいらっしゃると思いますので、それだけではなく、もちろん町内全域各戸に防災無線を配置しておりますので、まず防災無線がうちの情報発信の一番の有効手段かなと思っております。

準備情報の段階で防災無線、それから携帯電話、それからホームページ、テレビのほうでも情報が流れるようになっておりますので、そこで確認いただき、また役場のほうにも電話連絡等もしていただけたらと思っております。

そういううちの一番有効な情報発信源を活用してお知らせしていけたらと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

情報発信については、以前から指摘をさせていただいておりますけれども、きちっと情報が確実に行き渡るようにしていただきたいというふうに思っています。さらに、啓発等も進めて、しっかりとそうした情報を見ていただくことも含めて進めていっていただきたいという

ふうに思っています。

それで、ちょっと訓練の問題も取り上げたわけですけれども、先ほどの西議員からの質問の中でもあったように、考えていくということでしたから、ぜひ進めていきたいということで、この問題については基本的には省略をさせていただこうとは思っていますけれども、ぜひ回数等をやはりふやしていったって、意識を高めていくようにということだけはちょっと求めておきたいというふうに思います。

それから、2つ目の大きな項目に移らせていただきます。

借家対策ということで挙げさせていただいています。

先ほど、重なりますけれども、西議員のほうからもいろいろ取り上げられていましたので、大変ちょっと重なることが多いので、ちょっと省略せざるを得ない部分が多々ありますけれども、ちょっと絞った形で質問させていただきます。

何人か、年、入ってきたい、住みたいという方はあるけれども、なかなかそれに対応した形で住めるところがないという状況があるということは、報告等を受けていますけれども、やはりこのままではなかなか進まないということで、以前は借り上げ住宅、もしくは土地を思い切って買い取って家を建てて、そして家賃、そして交付税等の措置で、それをかけた費用を回収していくという形をとられてはいかがかと。それぐらい抜本的な思い切ったことをしないと難しいのではないかとというふうに提案させていただきましたけれども、今現在、町長として、この借家の問題、移住してきたいという希望の方に住んでいただく家の準備、用意というものについては、どういうふうに対策をして進めていこうというふうにお考えか、まず基本的な考えについてお聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町におきましては、移住・定住を迎えるというのは大きな課題の一つであると認識しております。

今、空き家バンク登録におきましては、今、3軒か4軒ほど登録をさせていただいていると聞いております。先ほど西議員からもおっしゃっておられましたけれども、担当課、また地域おこし協力隊、また個人のボランティア、また区長さんなどが土日を中心に空き家を訪ねていただきまして、もっと掘り下げた空き家バンク登録にさせていただけないか、そういうふうな活動をしていただいております。こういうことで、空き家バンク登録を1軒でもふやしていきたいと、そういうのが町の思いであります。

それと、先ほど議論しておりましたけれども、町営住宅につきましても、そういう形での

利用も推し進めていく、そういう形で移住・定住をふやしていきたいと、そのような思いで
ございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

町営住宅も先ほどの答弁の中では、本来の目的を尊重して、それを阻害しない限りにおいては活用もできると。移住の対策の居住として、利用もできるという旨の答弁がございました。

それで、先ほどは有市住宅については耐震化、お風呂のバリアフリー化と進めていくということで答弁がありましたけれども、奥田住宅というの、ぜひ活用してというふう考えるわけですけれども、特に新築等々する予定はないということでしたが、先ほど借上げ、買い上げという話をさせていただきましたけれども、町営であれば土地は町のものであって、あと建物の料金だけで済むということで考えますと、やはりそうした場所、町営の住宅に新築を建てるというのが直接買い取るよりも、より有利なのではないかというふうにも思うわけです。

そして、そのことによって、十分な借家の確保ができてくるのではないかというふうに思うわけですけれども、奥田の住宅については、進める方向性というのは全くないということなんでしょうか、お聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

奥田住宅の利用について、どう考えるのかというような御質問でございます。奥田住宅につきましては、現在木造のため耐用年数を経過しているものが多くございまして、奥田住宅においてのあきのものにつきましては、全て今耐用年数が経過しておると。5戸1以外は全てこれら増改築がいろいろ行われておりまして、耐震補強をしていくには非常に困難な状況にあるという中で、これからそれを直して再利用というような計画は持っておらないところでございます。

また、その住宅を建てかえてというようなお話ではございますけれども、当然そういったこれから使えない、使わない、住めないわけではないんですが、公営住宅としての貸し出しはしていかないというように位置づけたものを除去して、新たな住宅にという計画は、当然方向性としては持っておったわけですが、さきにも御説明させていただきましたように、除去するだけでは、今交付金が見つからないような状況になっております。

そうした中で、具体的な計画を立てた上で、また建てかえ計画を立てた上で進めていくということは可能かなと思うわけですが、まだなかなかそこまで進んでおらないような状況でございます。

また、建てかえとなりますと、1戸1戸というわけにもいきません。面的な対応も必要になってくる。これからはまた浄化槽とか、合併浄化槽、総合的な浄化槽というような位置づけもあることから、やはり面的な改築というのも検討していかなきやならんということになりますので、そういった具体的な建てかえ計画というのは、まだ着手できていないような状況でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

具体的な細かいそうした計画等々がないということはわかりますけれども、やはり方針としては今からそういう方向でいくということをしっかり持っていかないと、また何年も何年もたってしまうって、なかなか整備が進まないというふうになってしまうと思うんです。

だから、少なくとも先ほど公営住宅も活用していくという答弁がありましたけれども、奥田住宅も含めて、少なくとも方針としてはそういう活用を考えていくというところは、しっかりと答弁いただきたいというふうに思うんですけれども、そこについてはいかがなんでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 奥田住宅についての御意見でございます。奥田住宅は向出議員も御存じのように耐震もできていません。耐用年数もかなり年月がたっております。公営住宅としての安全性を担保できる、そういう状態ではないということは向出議員も御承知かと思えます。

その上に立ちまして、今、長寿命化計画を立てながら、そういうことが可能かどうかということにつきましては、再度検討をさせていただきたい、そのように思います。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

費用の面等々があり、すぐには具体化はできないというところはありますけれども、方針としてすらかちっと位置づけなければ進みようがないので、ぜひ方針として持っていただくように、検討も具体的に進めていただきたいと思います。

借家の対策については、以上で終わりにさせていただきたいと思います。

3番目の項目として、町長の姿勢ということで取り上げさせていただいています。

ちょっと具体的な名前は伏せますけれども、ちょっとある方から情報公開請求に係りまして、その処分無効という形のものが下ったと。そして1年以上がたって情報を手にすることができなくなったというような話をお聞きしたわけですが、こうした事態については、町長の姿勢として、どういうふうにお考えなんでしょうか。お聞きをしたいというふうに思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 地方自治はやっぱり住民本位が基本でございます。その住民本位という基本をいつも念頭に置きましてやっていく施策、また町民の皆さんに接する態度、そのようなことは、いつもそのような念頭を持って行動をしていきたいと、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 今の話というのは、要するに本来の権利が損なわれているという問題になると思うんです。事実関係も含めてもう一回きちっと答えていただきたいんですけども、そういう事例が本当に生じたのか、なかったのかも含めて答弁いただきたいということと、そういう事態があった場合には、その方の話では、事後の調整もしていただきたいと連絡をとっているというふうに言われているんですけども、それを含めて一体どうなんでしょうか。お聞きをしたいというふうに思うんですけども、この問題は町長としての基本的な住民に対する姿勢にかかわる問題ということで、お聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 向出君、この中身の一般質問の通告がないので、あんた今言うている話がちょっと通用せえへんねや。だから、何回も言うているように通告制あるので、こういう中身についてちゃんと通告しておいたら説明できんねんけれども、今、あんた通告していないので、わかってくれる。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

要するに、町長は住民本位というふうなことを言われてきたというふうに思うんです。住民の本位であると。そうした中でこうした事態があるということについては、どう考えているのかという意味合いなんです。

この案件事態がどうというよりも、そういうのが本当に住民本位と言えるのかというような意味でお聞きをしているわけです。ずっと住民本位、本位というようなことを言われてきたかというふうには思うんですが、その点についての考えを聞きたいということです。

この問題だけではなく、私自身がいろいろ町長との回答を求めたときも、期限を切ってさ

せていただいたにもかかわらず、書留等で郵送させていただいて、確実に回答をいただくように言った件でも、結局期限が過ぎても回答がないという事態もありました。要するにそうした一連の対応の中で、そうした対応が本当に住民本位ということに耐え得るものになっているのか、そこを聞いているわけです。

そのほかのことでも、相談させていただいたときに回答のないまま期限が過ぎたという案件はほかにもある。それは町長自身御存じだというふうに思いますけれども、回答ができない場合でも、最低限はこうこうこういう理由で回答を延ばしていただきたいと、必ず言うようにしていただかなければ、それはやっぱり住民に対して大変失礼なことではないかというふうに思います。

私も、もちろん町長としても失敗や間違い等々もあるとは思いますが、余りに繰り返されている中で、本当に反省をされているのかと。一体住民本位とはどういうことかということや、再度問い直したいという思いで、お聞きをしています。しっかりとした御答弁いただきたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 以前におきまして、向出議員、またグループの方からいろんな要望をいただいきまして、この回答を何月何日までにしていただきたいと、そういうふうなことも要望を聞いておりました。

それにつきまして、きちんとその期日までに配達証明付きのそういう郵送でと、そういうことも実際できていませんでしたけれども、たしかポストに置かせていただいた、そういうことをした経過がございます。

そういうことにつきまして、やはり住民本位、住民本位といつも言っています以上、きちんとしたそういう対処が必要だったと、今では反省をしております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

一連の自分の相談、要望等の中でそういうことが起きたときにも、当初はそう言われていて、結局、また繰り返したという経緯が当然ありますね。当然町長はそれも御認識いただいているというふうには思うわけですが、繰り返されているというところで、本当に反省をされているのか、もちろんここでは反省をしているという答弁以上のことはないでしょうけれども、本当にこれは重大な問題だとやはり認識いただきたいというふうに思います。それはやっぱり厳しく指摘しなければ、また繰り返すのではないかと。住民に対する対応の

中で、同じことが何度も何度も繰り返されるのではないかと。基本にかかわる問題ですから、しっかりとそこは御自覚をいただきたいというふうに思います。

それから、その問題とかかわって、町長の発言がいろいろ変わるということは、議会の委員会等の中でも出てきている問題です。

今回は特にいこいの館のLEDの問題です。工事代金について、当初は町からという話もありつつ、個人が出すとも言いつつ、町からやはりという話があり、やっぱり個人が出すということで話をされています。これはやはり町長自身がしっかりとした方針のもと、この問題に対応しないからではないかというふうに考えます。

直接ちょっと中身の事について聞くわけではないですが、いこいの館も案内看板を立てるという発言をされたりしましたし、かつてはいこいの館の業者とも定期的に話を持って報告もすると言っても、きちっとした報告書も出ていないと。そういった一連の発言、約束が守られないと。

松本議員からも、以前議会の中で言ったのにどうなっているのかという内容の質問もありましたけれども、結局、言ったことが達成されないということが繰り返されていると。できないにしても、理由をしっかりと示すと。説明責任を果たすということも不十分なまま来ているのではないかと。

例えば今回いこいの館の調理器の問題についても、委員会を開きましたけれども、説明が十分されないまま、中途半端に終わると。そしてその後、議会の始まっている中で資料を持ってこられて、そして前の議会のときに説明したいということで、説明は一応されましたけれども、本来はそれ以前に委員会の中で説明するということでしたから、きちっとすべきではなかったかと。

そうした姿勢が本当に住民本位にかなっているのかと。たびたび言いますけれども、大変疑問を感じざるを得ないというふうに思います。住民の方も実際やっぱり怒っていらっしゃる方も現実に存在されていますし、おられますし、本当に真摯に反省されているのか、やっぱり厳しく指摘しないと姿勢を改めていただけないというふうに感じていますので、しつこいようですけれども、指摘をさせていただきたいと思います。

最後に、このことについて、再度、もう少しきちっと自分の対応についての問題点も含めて、まとめられて答弁をいただきたいというふうに思いますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 最終的な判断を担う責任者として、最終判断をさせていただいております。今までの取り組みの中で二転三転したことも事実で、議員の皆様、また町民の皆様に対しまして、心配や不信感を持っていただいたということにつきましては反省をしております。

けれども、最終的にはいろんな状況、意見などを踏まえて最終決断は私がやっぱり責任を持ってやると、そういう覚悟を持って最終判断をさせていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

していると言ったら、今までの対応はきちっとできていたと言わんばかりの発言になると思うんです。そうじゃないんじゃないかということなわけです。

要するに私自身もこの問題を正直に言いますと、議会で本来取り上げる以前の基本的な問題なので、できれば町長との間で正していただきたかったというふうに思うわけです。しかし、余りにも繰り返されてきており、ほかの住民の方からもそうした声も聞く中で、やはり取り上げざるを得ないということでは言わせていただいています。

言葉尻を捉えているようですけれども、やはり過去はまずかったと。これまでの対応はまずかったと。だからこそ、これから繰り返さないようにしていくというのが筋なんじゃないでしょうか。今の言い方ですと、いままできちっと最後まで判断をして、方針は変わったこともあるけれども、判断してやっているんだからと言わんばかりに聞こえるわけです。それは違うじゃないかと。やはりそこはちょっと答弁の言葉尻かもしれませんが、私はちょっと疑問に感じるわけです。

その点いかがなんでしょうか。最後もうこれで終わりますけれども、お願いをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町民の方からも私の態度につきまして批判が出ている、そういうことをお聞きしました。そういうことも本当に真摯に受けとめまして、今まで成し得ていなかったそういうことも反省をいたしまして、これから真摯に町政に取り組んでいきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君、これで終わりか。

これで向出健君の一般質問を終わります。

この際15分間休憩します。

休 憩 午前 1 1 時 2 3 分

再 開 午前 1 1 時 3 7 分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

5 番議員、大倉博君の発言を許します。大倉君。

5 番（大倉 博君） 5 番、大倉です。通告に基づいて順番にいきます。

まず、町の安全・安心なまちづくりについて。これはやはり笠置町に、できたら私はLEDの街灯をお願いしたいということなんです。

笠置町が本当に安心して歩けるまちに。笠置町は全体になると、夜になると本当に全体暗い。笠置駅おりて本当に暗い。

それで、街灯があるので、商工会の方に以前お聞きしたら、商工会が当時電柱というか、棒を立てた。それで、その電気代は商工会に入ってはる方が支払うという。ところが、今、商工会はほとんどないので、お店が。その方もう消しておられるんですよ。だから、そのために真っ黒け、もうほとんど、ちょっとつけておられる方もおられるけれども、きのうも夜ちょっと見に回ったんですけれども、やはり暗いです。だから、そういった意味で。

それと、もう一つは最近、何年か前からトビゲラが物すごく発生するんですよ、大手橋のところ。物すごい臭い。早朝になったらカラスがどっと来ています。笠置大橋でも同じことです。そういう状態があります。

ただ、それも掃除もせんとそのままになっておりますけれども、そういったことで、やはり街灯を、夜ウオーキングされる方も私以前からお聞きしております。

そして、この前というか、東部の中道において、倒木で単車が走られて事故があったと。これは朝、早朝なんですけれども、これもひょっとして明かりがあれば防げたかもしれません。今は、その木は倒木とかいろんな木、その周りの木はきれいになっておりますけれども。

また、先日の台風の後、町内を見ていると、有市の向阪において私ウオーキングをして、こういう坂ですから登ったら、向こうから町民の方が来られて、これ横見てと言われて見たら、杉の木が30本ぐらい折れているという話やったんです。

だから、本当に町内をずっと見まして、そこが一番被害があっている。だから、そのところを町民の方が何とかしてほしいと言うておっしゃっていたんですよ。

だから、これ今後、建設課長、どのような対策をされているんですか、すみませんけれども。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

建設産業課のほうといたしましては、向阪の倒木の対応についてお話させていただきたいと思えます。

付近の住民さんのほうから、建設課のほうも連絡を受けまして、現状を確認しております。急傾斜施設の上を越えての倒木がございました。急傾斜内にも数本の倒木等を確認しております。急傾斜施設内ということもございまして、現況を京都府の土木事務所のほうに報告して対応をお願いしておるところでございます。

また、土木事務所担当者にも、現地を確認していただいております、一応対応いただけるような報告をいただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

そして、また北笠置へおりるときに、電線というか、そのときに何本か木がそこに倒れて、それはまあそのことはいいですけども、やっぱり倒れたものはあるんですよ。それは電力会社かNTTかがとってくれると思うんですけども、やっぱり二、三本倒れていました。

だから、そういったところ、気になったところは私、町内を単車とか歩いたりして回っていたら、今回の台風の後、ありましたです。それだけ言っておきます。

そして、なぜこういったことを質問というか、街灯を言うと、府道奈良笠置線、これが広岡から奈良の奈良阪まで、これが先日8月中ごろかな、夜ちょっと人の車で乗せてもらって帰ったときに、物すごく明るいです。車が物すごく走りやすい。びっくりしました。運転しておるのも私も常にここを通るんですとおっしゃっていましたが、本当に明るい。

それと、奈良笠置線だけじゃなくて、村なかとか町なかも点々としています、明かりが。奈良市がやっておられるのか、県がやっているのか知りませんが、やはりああいう対策を。

それは何でかという、やはり今どこでもそうでしょう。イノシシ、鹿、夜、車走ったら危ない。それとやっぱり空き巣や痴漢対策にもなります。

だから、そういった意味で、一挙にはいかないけれども、ことしは何本やるとか、ことしは有市、東部をやって、切山とか、3カ年計画か何かぐらいで、できたらやっていただきたいと思えます。

きのうもそういった意味で質問しようと思って、うちの近所をずっと歩いてみたら、やはり暗いです。

最近、屋根に太陽光発電やられた方がおられるんですよ。その方は、自分の家の前に行ったら、明るいLEDがついていました。本当にありがたいなと思ってきのうも見ていましたけれども、やはり、そういったことで町民ももちろんそうなんですけれども、行政が主体となって、できたらやってほしいなと思って。

そして、有市のほうも議長に聞けば、やはり区のほうでやっておられるということで、関西線で東から帰ってきたら、あの明かりが坂になっているからきれいに見えるんですよ。この前、ほんで議長に聞きましたけれども、そういった区でやってはるということを聞きましたけれども、やはりあそこらでも村の中ですけれども、やっぱり幹線道路というか、そういったところもやはりつけていただいたら、本当に笠置町は観光のまちとおっしゃる割に、本当に暗いんですよ。

だから、そういった意味で、町民の安心・安全を守るために、先ほど防災の件も出ていましたけれども、そういった意味でも避難のときに夜行くとき明るかったらいいですわね。

だから、そういった意味でも、LED街灯をどうですか。観光客のためにも。答弁いただけますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。大倉議員の御質問お答えさせていただきます。街灯の管理につきましては、総務財政課でしておりますので、答弁させていただきます。

先ほど大倉議員もおっしゃったように、区でそれぞれ区の中に設置されている街灯につきましては、区が管理、修繕、設置等をしていただいておりますので、西部区だけではなく、ほかの地区につきましても、まちづくり事業の補助金等を活用されまして、LED化をどんどん進めていただいております。

多分東部区さんもほとんど変わっておりますし、北部区さんも順次されております。南部区さんも数が多いですので、順番といいますか、順次何件かずつされているというふうになっております。それから、切山区さんもそのように活用しながらされておられます。

街灯で町が管理しているものというのが、区と区の間ぐらいのところに町が設置のものがございます。その場合につきましては、今、新設する場合につきましては、LEDに変えているものもございますし、電球等そのままになっているものについては、そのまま使っているという状況ですので、こちらにつきましても、何年計画ということではございませんが、順次修繕等が必要になってきたところで、LEDに取りかえをしようというところで進めております。

それから、先ほど大倉議員のお話の中にもありましたように、商工会で設置しておられます街灯につきましては、かなりついていないところが多数あります。駅前についてもそうですし、そういうところも商工会の会員さんのほうでもいろいろ検討されているようですので、そちらまで町がまだしますというところにはなっていないので、商工会の動向によりまして、お考えいただけたらと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。我々も隣組で支払っている電気代も若干ですけども、やっぱりあるんですよ。隣組がやっぱり払ってはるところもあるし、そういったところも、やはり行政として本当に明るいまち、観光、観光とおっしゃるんやったら、やはりそういう観光客のためにも、夜は明るくね。

これから本当にイノシシ、鹿、猿、今、中央公民館の横が空き地になっています。草ぼうぼうなんです。あそこにはイノシシ入っているんですよ、今。ああいう通り道でイノシシがあそこに入っているんですよ。

だから、そういった観点からも、車の通行とか人の通行にも、やっぱり害を与えるかもわかりません。だから、できるだけそういう街灯を、一遍町として点検願えませんか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。大倉議員の今の点検の御質問ですけども、町内にかんがりの量の数の街灯がございます。区で管理していただいているものは区で把握されているとは思いますが、町はそこまで、申しわけございません、把握しておりませんので、町で今管理しているものについては確認させていただきます。それは関西電力さん等にも御協力いただいて、どこに設置しているかというところもわかっておりますので、町の方は確認させていただきます。

申しわけございませんが、各区で管理されているものまで、町が今の時点で確認に行き、LEDに変えるというところまではちょっと考えておりませんので、そこら御了解いただきたいと思えます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） そういった意味じゃなしに、一度調べてくださいと。町が管理しているから管理いいですよ。町全体がどうなっていることを一遍確認というか、区に聞いたり、どうこうなっているかということ。一度通られたから、先ほど言いましたように、府道奈良笠置線を一度走ってください。物すごい走りやすいです。私もあそこは昔よく通っていたん

ですけれども、暗くて。ところが、あそこは奈良から帰るのに一番近道なんですよ。

だから、一遍通ってください。本当に、家のないところでも全部街灯ついています。ずっとついています。本当に明るいです。ぜひとも、町が管理されていないけれども、一応町全体としてどうあるべきかと、一遍考えてやってください。どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。大倉議員の御質問お答えさせていただきます。

確かに私も府道の奈良からの道はよく通りまして、LED明るいのを確認しております。おっしゃったように、ついているついていない等の確認もできますので、そこはまた京都府さんとも府道のところもございますので、調整しながら確認という作業をさせていただくように進めさせていただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

これで、今府道奈良笠置線と言いましたけれども、私もこの線、何という名前で読むのかなと思って質問するときに。建設課長が電話したらちようどおられなかったので、電話出られた方、すぐに答弁されてありがたかったというか、これが本来の役場の仕事やなど、そういうたらい回しとかじゃなしに、すぐに答弁もらったのはありがたいという感じはしました。それだけ。

次に、特定空き家についてなんですけれども、空き家対策特別法が2015年、今から3年前余りに全面施行されました。

適切に管理されず、倒壊のおそれや衛生上の問題などがある物件を市町村が特定空き家に認定し、修繕や撤去を所有者に指導、勧告する制度なんですけれども、命令に従わない場合は、代執行で強制的に解体できるとあります。

先日の19号の台風で東から西へ行った台風なんですけれども、空き家のある家の2階のガラスが3枚落ちかかった状態になっておりました。いつ落ちてもおかしくない。それは車や人が往来するところなんですけれども、行政の方にもお願いしたのにやってもらえなかったので、20号の台風が来る前の日に大工さんに応急措置を頼んで私がやってもらいました。ボランティアでやってもらいました。

その明るる日に20号が過ぎ去ったときに、早朝、車で副町長が町内を被害状況等を巡視されておりました。そのために、そのことを副町長に伝えたんですけれども、副町長、この

ことについて、何か感想とか何かあれば答弁願えたら。こういった物件は猫やネズミ、アラ
イグマ等のすみかにもなっているんです。だから、副町長一遍今の感想を。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

どんな感想を持ったかということでございます。台風の直後でございましたが、早朝、私
が特にそういう巡視というわけじゃないんですが、職員が順番にいろんなところを回ってお
りました。その合間を縫って、私自身もこの目で確認をしたいということで見させていただ
いてわけでございます。

町内かなり老朽化をしているおうちも多いということも感じましたし、また、その場で大
倉議員とも出会いささせていただきますして、状況もお聞きいたしました。放置しておくこと
による被害の拡大等があるのではないかなというふうに、率直な感想を持った次第でございま
す。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先日も南地区のほうで、倒壊してもおかしくない家が長年ほってあったわけですけれども、
8月にその隣の家の方が地権者に言われて解体されたような話で、今は更地になっておりま
す。

それも結局、更地になってもやはりそのままほっておけば草が生えるわけです。先ほど中
央公民館から言いましたけれども、それと伊左治の下側もそうです。あそこも草、本当に表通
りでああいう形の、観光観光と言いながら、草ぼうぼうになっているのはいかがかなと、私
は以前から思っているんですけれども、それは地権者がやるべき問題だと思うんですけれど
も、中央公民館の場合は1年に1度地権者が来られて、秋、これから来られて草刈りをやっ
ておられます。それはしていますけれども、やはりそういった物件とか、ほんま表通り、そ
れは裏通りはどうでもいいとかじゃないんですけれども、本当に笠置町として、観光のまち
として本当にきれいなまちにやっぱりやってほしいんですよ。

そういった意味で、この空き家対策というのは以前からいろいろ質問された方おられます
し、空き家対策についてはそれなりに答弁されるんですが、この特定空き家というのはたし
か初めてじゃないかと思うんですけれども、そういった意味で、笠置の観光のまちとして、
今後どうするかということ、対応されるのかという、3点ほどお聞きします。

特定空き家に認定している家屋は現在ありますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。大倉議員の御質問お答えさせていただきます。

うちのほうで特定空き家に認定した家屋はございません。制度としてまだ町に導入しておりませんので、ないということになります。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

何か寂しいですね、ないということなんですけれども。

やはり先ほど言いましたように、更地にされた家なんかも、本当は町行政が主導というか、やるべき問題ですよ。やはり隣の人というのは、なかなか地権者のところに言いにくいんですよ。

やはりこういったものを一度把握されて、我々のところにも本当にいつおかしくなってもいい家もあります。だから、1軒もないというのは、要するに調べていないということですね。

次に、そしたら修繕とか撤去、もちろんほんたら修繕あって、町は所有者に指導、勧告ということもないわけですね。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。先ほども言いましたように、笠置町として、特定空き家等に関する条例等をまだ定めておりませんので、認定した家屋がないということです。ですので、修繕や撤去、所有者に指導や勧告したということもございません。

さきの議会のほうでも、西岡議員のほうからも所有者不明土地、それから特定空き家の件でも御質問いただきまして、今後、総務財政課を窓口といたしまして、全庁的に検討を進めたいと考えております。

ですので、今の段階では大倉議員の御質問いただいた内容につきましては、ないということと返答させていただきます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

3年ほど前に全面施行、法律が施行されて、やはり条例をそれでは早くつくらなければいけないんじゃないですか。ないということは、どういうことなんですか。やはりそういったこの市町村でもすぐにある程度は対応されていると思うんですけれども、なぜ3年余りほ

ったらかしというか、そういうことになっているんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。3年間全くほったらかしということではなく、3年の間、ほかの自治体さんの状況をお聞きしたりさせていただいておりました。笠置町として先頭を切って走るというのはなかなか今までも難しいところがありましたので、近隣の自治体さんの動向等も考えながら、進めていこうということで、平成26年施行されたときに、そういうふうさせていただいておりました。

今回、所有者不明土地という特措法もできましたので、今後そことセットをあわせて進めていく必要も出てきましたので、全庁的に連携をとりながら進めたいと、そういうふうに思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

私は、3年余り何でというのは、条例をなぜつくらなかったかということをお聞きしているんです。そういうことは聞いていないんですよ。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。先ほども答弁させていただきましたとおり、条例作成まで至らなかったのは、近隣の動向、それから町としての方針、撤去等、費用等、それからどのようにするかというところがまだ詳細に決められなかったため、見送りをさせていただいておりました。

何度も繰り返して申しわけございませんが、今後、総務財政課を窓口といたしまして、空き家の特措法、それから所有者不明土地の特措法、あわせて全庁連携をとりながら進めさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、早急に何らかの手当てをお願いしたいと思います。

次に、笠置町の将来の夢づくりと申しますか、そういったものを質問します。

笠置町の人口は10年後には1,000人を割り、20年後には700人台と言われております。先日、町内のある方から、こういう笠置町の将来夢づくりというのをA4、5ページものをもらいました。

そして、この表題を笠置町の夢づくりという形で出させていただきましたけれども、採用

するには、これも以前からお聞きしていることが大分あるんですけども、なかなか採用するにも難しいものがやはりあるんです。

これが全てにいけばいいんですけども、これはいけばやはり大きな予算が必要になってくると思うんですけども、これはなかなか。

しかし、こういう町民の方が思っておられるということは、これは私よりも年配の人なんですけれども、やはり町をまだいけるといふか、本当に行政にしっかりしてほしいという形で預けられたと思うんですけども、そういった問題で2点だけ紹介しておきますけれども、この中に書いてあることを。

笠置小学校は南山城小学校と統合し、笠置中学校の小中一貫校とする。笠置駅の活用で、観光写真、物産の販売等、観光案内所として活用すると書かれて、その中にもいろいろ書かれています。一応これ言いましたけれども、やはり小中一貫校、そして小学校の跡地の活用なんかもやはり書いております。それはもう言いませんけれども、それはいろいろもしなれば、そういうことも考えたらいいんですけども、まず、どういったことになるか。

そして、先日、きのう、京都府議会がけいはんなプラザで行われました。私も傍聴に行ってきました。そのときに、3人の府会議員さんが、そのうち相楽選出の議員2人が代表質問をやられていました。その中で、兎本議員は中高一貫校及び府立高校間の連携、交流ということ、私ちょっと時間がなかったので、これは質疑を聞いていなかったんですけども、こういうことを出しております。

そして、松岡議員は子育て、京都府が何か子育ての環境日本一の取り組みをやっておられるらしいので、そのことに質問して、知事が答弁されておりましたけれども、やはり地域の子供というのは地域の宝とか、それから教育の問題とか、幼児教育とかいろいろおっしゃってました。そして、今言いました空き教室をどうするかという問題もおっしゃってました。

やはり町民の方から、年配の人からこういったことをいただいて、今後、本当に笠置町が10年後、20年後にどうしたらいいのか、公共施設の統廃合の行政コストの削減とか、また、2年前には当時京都大学大学院の教授で御手洗先生が、講演聞かれた方あるかもわかりませんが、その中で、人口減少が続く中、このままでは笠置は崩壊すると書いております。そして、すばらしい笠置を次の世代に受け継ぐためには、官民連携まちづくりが必要と書いております。

やはりもう今こんなことを言っていたらなんですけれども、手おくれでもないかわかりま

せんけれども、人口がもう1,000人切ろうという時代に、本当に町をどうするかということを実際にやっぱり考えていただきたい。

やはり今我々の年代より上の人は、みんなそういうことを考えておられる。もう言わない人もおりますけれども、やはりそういったことを真剣に。そして総合計画もありますけれども、これもあと2年ぐらいで終わりです。これもやはりいいことはずっと書いてあるんですよ。だけど、全然何もそのとおりにやったことは、もう10年近くなるけれども、この前ちらっと見ていたら、そのとおりになったことが何もないですよ。いいことは書いてあります。

だけど、本当にそういった意味で言えば、できたら真剣に有識者会議とか設けて、これは本当に近々にやっていただきたい。本当ですよ。町長、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 9月17日の新聞に、地方創生見えぬ未来像という見出しで人口減少を取り上げておられました。

笠置町は2045年にはマイナス66.4%減り、460人ぐらいになるだろうと推計をされておりました。この記事を読みまして、改めて危機感を持った次第でございます。

笠置には、今、大倉議員が言われましたように総合計画がございます。第3次総合計画は33年3月までで、これから第4次総合計画をつくってまいります。つくるに当たりまして、有識者の方にも入っていただき、第4次総合計画をつくり上げたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

町長、そういうように認識、何年か先には何十%減るとか認識されているんだったら、もう即手を打つわけですよ。あと2年後とか、そんなことを言うている場合じゃないんですよ、笠置町は。

人口減少並びに前から言っているように、財政もしかりですよ。そんなことを言っている場合じゃないですよ、笠置町は。

だから、ぜひとも早急にそういった有識者会議というか、やっぱりやって、そういうふうには人口が何ぼ減ると認識されているんですから、即やってくださいよ。やはり町民の方、そういうことをよく言われます。

ほんで、私もいろいろウオーキングとか歩いたりしたら、いろんな町民の方そういうことを言われます。

そういったことを、私、町民の方に聞いた場合は、副町長に常に言っていますけれども、この前もいろいろ言ったことあるんですけれども、今言いませんけれども、いろんなことを聞いております。

今まではそういう悪いことも多かったけれども、こういう前向きのなこともやっぱりあるんですよ。だから、そういった意味で、町長、どうですか。本当に早急にやってください。そんな2年、3年待っていただけませんよ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 2年後、第4次総合計画をつくっていくことではありませんで、これをつくるに当たりましては、やはり長いスパンが必要だと考えております。私の頭の中には、もう31年度当初からこういう計画づくりを取り組んでいきたいと考えております。

その中で、今現実の問題も加味しながら、今できることも含めて、第4次総合計画をつくっていきたい。このように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 時間があれなんで、次に移ります。

一応、綱紀肅正、これは他山の石というか、私そういうふうに出させてもらいました。我々議員でもやはりそうなんです。やっぱりみんな一緒なんです。職員だけじゃなくて、我々議員も公僕に立つ者は、やはりこういった問題、今からちょっと言いますけれども。

最近、新潟県知事の不適切な行為とか辞職、それから、これは珍しいんですけれども、最近の日経新聞が朝日新聞編集局幹部が退社とか、これもセクハラか何かそういったことやったと。ここに小さく載っていましたが、そういったことを書いております。そして今、きのうのネット、以前からも載っていましたが、きのう、群馬県みなかみ町長がセクハラ問題で失職ですよ。ということをネットでも、きのうのネットに載ってました。ネット配信されてました。

このように、議員でもいろいろたしかあったと思うんですけれども、今最近、本当にこういったことが生んだりすること、スポーツ界においても、やはりパワハラ、セクハラ等、毎日のように新聞とかテレビに出ております。我々知っている体操の塚原さんとか、ツカハラ跳びとか、重量の三宅さんの重量挙げとか、東京オリンピックで聞いた有名な人なんかでもこんなことがどんどん出てきています。女子レスリングでもそうです。しかり。この前、そのためか知らんけれども、アジア大会で女子レスリングでは金メダルがゼロやったんです。

その中で、明るい話題がやはり水泳では6つの金をとった池江璃花子さん、まだ彼女は若

い、19か20歳ぐらいですね。それから、テニス界では大坂なおみさんが全米オープンで優勝したとか、明るい話題もあるんですけども、本当にこの日本が2年後の東京オリンピックがどうなるか、本当に心配するというか、そういったことが考えられます。

そしてお酒もそうなんですけれども、先日、いいというか当たり前の話のことなんですけれども、町職員の方が、私はよくウォーキングとか歩いたりするけれども、北笠置の川沿いの歩道を歩いていたら、向こうからトンネルを越えて2人の町職員の知っている方が来られて、今ごろどこに行くんやと聞いたら、食事会とおっしゃって、食事会ということはお酒も入るから、やはり当然に歩いて来られているのだなと私は思いました。やっぱりうれしいというか、このあの後、やっぱり30分ぐらい、いこいに行かれたのか、電車に乗って行かれたかわかりませんが、そういったことがあって、私もほっとというか、ありがたいと、何かそういう感じがやっぱりしました。

そういったこともあるので、本当にこれから報道関係もいろんなことに、今、後ろにもおられますけれども、本当に報道関係はこういったことについて、物すごく今敏感になっておられるんですけども、町長、職員のトップに立つ町長は、みずから律することはもちろんなんですけれども、パワハラ、セクハラ等、飲酒も含めて職員に対して、どのようにふだん指導をされているのか、お聞きします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、大倉議員から指摘いただきましたことにつきましては、すごく重要なことだと考えております。直接的にパワハラやセクハラ等に対して、職員に対しましての指導はまだ行われておりませんが、今後、こういうことにつきましては研修会をぜひ開催していきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

先ほどちょっと言いましたけれども、きのうのネット、みなかみ町長失職、町民の方はやはり町民を無視して、無駄な予算を使っているとおっしゃっております。これは私、そんなん知りせんけれども、そして、大事なことをおっしゃる。選んだ町民も大いに反省すべきということもコメント書かれております。

本当にこういうことのないように、我々も本当に議員が、お互いがそういうことのないように律するべきやと思います。公僕に立つ者は、すぐに何かあったらやっぱり飲酒運転等も新聞に載ります。いろんなこと載ります。

だから、そういったことのないように、先ほど町職員がそういうふうには30分ほど歩いて、いこいに行かれたのか知りませんが、そういった例もあります。やっぱりそういった形で、常にそういう姿勢を保っていただきたいと思います。

この件はこれで終わります。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

あと、もう5分しかないそうなので、端的に言いますけれども、これも6月議会に出そうと思っておったんですけども、なかなか時間なくて、いこいの館の関係なんですけれども、地方創生拠点整備交付金の、これが東京に出された資料、やっこの前6月議会を出してくれと言ったら、出していただきました。

これを見ると、いこいの館がどうなるのかなと思って心配するんですけども、サテライトオフィスとか、我々リニューアルするときにはそんな話は一言も聞かなかった。

そうして、4月の桜祭りのときに、ティッシュのところに4月下旬にオープン、サテライトオフィスということも書いてあるんです。あれは町民の方にティッシュもらってびっくりしたんですけども、我々、その時点で何も聞いていない、サテライトオフィスというのを。

町長は6月3日のときに、つむぎの館のオープンのときに、いこいの館サテライトオフィスとおっしゃったからびっくりしていたんですよ。そのとき、袋をもらった中にもそこにサテライトオフィスと書いてあるんですよ、パンフレットに。こんなこと、子供だましみたいなことはやめていただきたい。

こういった資料を見たら、ほんまに情けないというか、議員をいかにどう思っておられるのか、そんなことを今さら答弁要りませんが、そして、答弁いただきたいのはここですよ。ここに、9番に効果検証と書いています。効果検証の時期は30年7月となっております。笠置町の第三者機関、わかさぎの羽ばたくまち笠置創生委員会の中で云々と書いております。

そして重要なのは（4）で、議会による効果検証、町議会に地方創生委員会を設置し、平成30年7月の同委員会において取り組み内容を報告し、委員からの質疑により検証すると書いています。これ、いつやられたんですか。そんな委員会もないでしょう。こんなことが東京にまかり回って、それは確かに我々もそうでしょうけれども、いい言葉で東京に行って予算取りしますけれども、こんなことをこの資料見て初めて知ったんですよ、町長。

議会による効果検証というのはどういうことなんですか。そして、羽ばたくまちの云々と

というのは、答弁願いますか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

こちらの表現でございますが、総合常任委員会、またいこいの館特別委員会、そしてわかさぎの羽ばたくまち笠置創生委員会、そちらのほうで実績を効果検証させていただくという、そういう内容でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

そういったことを議員さんもやられたかどうか知りませんが、私らやっていませんよ、そんなこと。

表面上だけ言ったらだめですよ。そんなこと我々、実際にこう書いているんですから、そのとおりにやっぱりやってくださいよ。これが東京へ行っているんですよ、この文章が。

本当に情けないというか、こんな文章は終われば、行政資料情報公開の公開資料としてよう加えられない、資料閲覧コーナーとして開架してくださいよ。そのほかの地方創生の予算でも全然わからない分もあります。これ初めてこういったことでやられていることを知ったわけなんですけれども、そういった意味では、こういった文書は図書室の横に開架してくださいよ。我々も知りたいし。これしか地方創生で国に対してやったこと、この前もらって始めたの。そのほかでもいろいろあるんですけれども、やっぱり疑問点が物すごくまだあるんですよ。どうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

いこいの拠点整備以外、地方創生、そのほかいろいろ制度がございます。そちらのほうは、できるだけ町民の皆様、また議会の皆様、総合常任委員会などの中で詳しく御説明をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

そうじゃなしに、行政資料として開架してくださいと言うんですよ。どこでも資料閲覧コーナーはあるんですよ。図書館の横とかに。行政資料というのは。笠置町は全然ないわけです。

先ほど向出議員も情報公開の関係を言っていましたけれども、町長に対して。やはりそう

いったことを言われること自体が恥ずかしいんですよ。私も昔やっていたけれども、何ぼでも閲覧していましたよ。

だから、こういった出していいやつは行政が持っているだけやなしに、町民の方にもわかるように開架してくださいよ。前田課長どうですか、担当違いますか、資料閲覧コーナー。これはもう以前から私言っています。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。大倉議員の資料の開架、配架のことですけれども、ちょっとこれは交付申請書というところで、内部の書類となっております。例えば総合戦略でありますとか、それから先ほど来出ておりました総合計画でありますとか、そういうものはいつでも閲覧いただけるように配置できると思うんですけども、今、議員さんに配付させていただきました資料は、最初の交付申請の資料ということでお渡しさせていただいた資料やと記憶しております。

内容につきましては、その後、変更交付申請があったり、実績報告で少々変わっておりますが、当初に資料として提出してほしいと言われたのが、交付申請に添付した計画書ということでしたので、それを提示させていただきました。

言いましたように、交付申請に添付する書類ですので、それを常時配架するというのは、少しちょっと難しいかなと。

議会のほうからまた資料請求という形でいただきましたら、変更交付であったり、実績であったり、議員皆さんにお配りすることはできるのかなと思っております。

住民の皆様からは情報公開していただきましたら出せる資料でもございますし、ただ、常時配架というところに、その交付申請の添付書類が出せるかどうかというのは、ちょっとまた調べさせていただいてからに、ちょっと今即答というわけにはいきませんが、可能なのかどうかというところは調べさせていただいて、対応させていただきます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

もう時間もあれなんで。そうじゃなしに、やはり開架してくださいと言うている。閲覧コーナーなんてどこでもあるんですよ。だから、こんなもの、国に対して最後終わったやつ、開架したってどうということないんですよ。

これだけ違いますよ。笠置町は本当に情報公開、先ほども何遍も向出君が言っていたように、おくられているんですよ。前にもこれ言ったことあります。

やはり行政文書は自分らの手元にあるだけじゃなしに、住民もやっぱり知りたいわけですよ。できたらそういうふうに今後お願いしたいと思います。

これで質問を終わりますけれども、町長、最後にどうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私も他町村の庁舎に寄せてもらうことがございます。そのコーナーにそういう配架をして閲覧できるようなコーナーがつくってあります。笠置町においては、こういうことが今現状ではありません。でも、こういうコーナーもこれから笠置町の主流としてつくっていくべきだと考えますので、そのような対応をしていきたいと思っています。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これで大倉博君の一般質問を終わります。

この際暫時休憩します。

休 憩 午後0時24分

再 開 午後1時29分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

6番議員、坂本英人君の発言を許します。坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。質問書に基づきまして質問させていただきます。

笠置町の観光についてお聞きします。

これは京都新聞に掲載された記事なんですけれども、テレビで細かい数字が見られないのは御勘弁いただきたいと思いますが、和東町が前年比約5倍の7億8,300万円、南山城村が16%増の18億3,500万円、笠置町はマイナス24.2%、6億4,800万円、あれほど観光のまちとうたっていたにもかかわらず、24%も減になった説明をしていただきたく思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず冒頭、こちらの数値でございますが、笠置町から京都府へ発表した数値でございますが、数値の報告に誤りがございました。この場でおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

再度、精査いたしましたところ、観光消費額は前年度対比マイナス4.7%の合計8億1,604万4,000円でございます。

この落ち込みの原因といたしましては、やはりイベント重視の観光を笠置町が今までとっ

ていたこと、観光と行政、あと関係団体が一体となって取り組んでいけなかったこと、そちらのほうが欠如していたというのが原因と考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

次に、笠置が地方創生で特産品開発や観光PR等で投資された費用は、過去5年で総額幾らになるのか。その費用対効果は幾ら見込んでいたのか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

申しわけございません、地方創生の関連事業、地方創生以降の数値しか、今持ち合わせてございませんので申しわけございません。

平成27年度から地方創生が始まった事業でございます。その中で、観光に関連した事業といたしましては、28年度、映画をつくりましたプロモーション、また特産品の開発、昨年度、29年度につきましては、実際にモニターツアーなどを行いまして、28年度と29年度合わせまして、費用といたしまして約5,900万の費用となっております。

こちら、3カ年事業といたしまして、それぞれの観光入り込み客数をふやす、また、特産品をつくるなどを指標にして取り組んだ事業でございました。結果的には、主だつてものとしてはなかなかお見せすることができない状況であります、特にプロモーションの映画につきましては、今現在、あちこちでまだ上映をしている。それによって、笠置町の発信をしていく。また、笠置町が今後どこに観光の焦点を絞っていくか、そういったことが今明確になってきていると思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 費用対効果、幾らを見込んでいるのかというのは出てこないということで、端的にこの東部3町村、今、和東町で15万人ぐらいには伸びたというような数字を耳にしたこともありますし、南山城村に至ってはゴルフ場と、3町村で言えることはゴルフ場が大きな鍵を握っていることは確かなんですけども、南山城村については道の駅ぐらいのものかと思うようなイメージですけども、観光客数が全く違うんですよ、笠置町は。

この東部3町村で全く違うにもかかわらず、一番売り上げが低いと。これにはどういう原因があると思われませんか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

観光の消費額が他方、和束、村に比べて少ないというところは、やはり提供できる産品なりが、笠置町のほうは他方に比べましてやはり少ないというのが原因というふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

今後どのように改善していくのか、具体的にビジョン等、5,900万の原資を投下して、これを出資にできるのか、出費にしてしまうのか、どうお考えでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今まで地方創生を主にかけてきた費用でございますが、その中で、今の検証など、今は実践という段階に入っております。

その中で、やはり笠置町として観光のどこに注視していかなければならないか、やはり河川敷や笠置山といったアウトドア、屋外の自然、そこに活かしたところを今後力を入れていく。それももちろん、先日の補正予算でお願いいたしましたいこいの館と一体となった事業、観光に力を入れていく。そうすることを通じまして、また新たな観光の消費、また観光の事業というところに、今後邁進してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 坂本です。

課長、具体的にとお聞きしたんですけれども、確実に外郭も見えないんですよ、やりたいことに対しての。何をやったらどういう市場が反応してとか。

課長は肩書が商工担当じゃないですか。観光担当じゃないですか。その課長が抽象的なとしか述べられないというのは、笠置に本当にどんなに宝が埋もれていて、それをどうすることによったら経済が回るのか。

とにもかくにもこの2年で5,900万というお金を投下しているわけですよ。その反応を見る時期がいつに想定しているのか。今、実践事業が始まりましたとおっしゃいましたけれども、その実践を行ったときに、本当にこの26万人の観光客が喜ぶようなものなのかどうか。

それから、それにも増していろんな人が来てもらえるように、この5,900万円を使われたはずですよ。次はどういうことをお考えなのかということを具体的にお聞かせいただきたい。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

具体的にということで、まず笠置の強みというところで、ここは今、昨年度以来、2年前からですね、進めているやはり川というところに沿った、活用した事業というふうに考えております。

具体的には、今、他の地域にない笠置の強み、ボルダリングというところを1つのフックといたしまして、いこいの館につなげていく。そして、今までにない新しい層のお客さんを呼び込む。

これが今後笠置町が進んでいく観光、そして行政だけでなく商工会、また観光笠置さん、雇用創造協議会、こういった観光に関係します団体と一致団結して進めていく。そこが大切というふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

ううんという言うぐらいのことですかね。

やっぱり今の世の中、情報も多くとれますし、笠置だから時代におくれるというようなことは一切ないと僕は考えていまして、今、課長の言葉から、数字的なものは一切聞き取れなかったというか、出てこなかった。

やはりベースに26万人という観光客がいて、河原の利用客が6万人ほど来てくださっていると。そういう数字がある中で、じゃ、そこをターゲットにしてやっていこうという中で、新しいものを生み出すのか、今まであったものをもっと裾野を広げていく活動をするのか、何をするのかということがもう出ていないこと自体、やっぱり寂しさをおぼえるというか、むなしさをおぼえるというか。

本当にこのまちをどうしたいのかというところを発信していかなきゃいけない、サポートしていかないといけない立場が行政だと僕は思うんですけども、やはりこの5,900万の価値を課一体となって一度話し合ってみたらどうかなと思うんですよ。その5,900万の費用対効果がたとえ「笠置ROCK!」からの副産物がいろいろあったりとか、そういう部分も含めて、それこそPDCAサイクルじゃないですけども、どうやったら改善して次のアクションを起こしていけるのかということをやっぴりもっと真剣に取り組まないと、ここに僕が質問して具体的に説明してくださいという答えにはやっぱりなってこないんですよ。

だから、単純に僕がいつも議会でボルダリングの話をさせていただくときには、60万人

のプレーヤーが日本の中にいるということは確かですし、それを観光とか、まちの1つの産業として取り組んで実績を上げている自治体があるというのも全て本当の話です。

じゃ、なぜそのクラシカルな岩場がある笠置で1つ産業が起こらないのか、使われて終わっていくような場になっているのがなぜなのかというところに踏み込んで、もうちょっと動いていってもらえれば、次のステップも見えてくるのかなと思います。

あとは、僕としましては4.7%減になった理由、これをじゃどうやったら回復していけるのかみたいな改善計画を商工観光のほうでぜひともつくっていただいて、議会のほうに説明できるような機会を持ってもらえればというのを要望にさせていただいて、この質問を終わります。

もう、続きましてでいいですか。

次は、商工観光から企画課の業務についてです。企画観光から商工観光課に変わり、業務はどのように変化したのか。

今回の補正予算の中で、企画で予算計上されているものがありますが、実働は商工観光課で実施されているとこのことの説明がありました。なぜそうなるのか、課の名称を変更した必要性というものはあったのか、お聞かせいただきたい。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問お答えさせていただきます。

商工観光課と名称を変えまして、商工及び観光に関するものの業務を明確に位置づけたというところを変えさせていただきました。

企画の部門につきましては、総務財政課のほうに業務を移しております。総務財政課として企画部門を持つことで、全庁的な連携、また部局間の調整というものが総務財政課でできるというところがメリットがあったかと思っております。

総括的に企画であったり、事業立案にかかわるというところで、商工観光課としては業務の明確化、総務財政課としては全庁的なそういう調整役というところで位置づけさせていただきました。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

じゃ、今実際うまいこといっているんですか、端的に。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 今の御質問お答えさせていただきます。

総務財政課長といたしましては、うまく回っているのではないかと。以前の企画観光課という部門だけでやっていたことが、全庁職員間の意思の共有が持てたと思っております。総務財政課がかかわるといふか、総括的に事業につきまして、地方創生の推進事業につきましてもそうですし、そのほかの事業につきましても相対的にかかわることができますので、以前から各課事業連携、それから合議というところもいろいろ御指摘もいただいているところでございますので、そういう部分ではすごくメリットがあったかなと思っております。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 課長、相対的にというふうに表現されると、すごくわかりづらいと思うんですけども、じゃ、端的に人の交流とかはどうありますか。例えば商工観光課が忙しいときに、人的補充を試みたりだとか、予算はそこから出ているわけじゃないですか、当然人間もそこから出してみてもいいものかと思うんですけども、そういう人事的交流とかはなされているのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 坂本議員の御質問お答えさせていただきます。

総務財政課で企画を担当しております職員は商工観光課の事業、それから推進事業につきまして、全てかかわってもらっております。

それから、もちろん担当だけではなく、私もそうですし、ほかの課員につきましても、商工観光課で実施する事業については何かしら支援といいますか、事業実施にかかわっては参加という言い方ではないですけども、協力していくという体制でしております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

じゃ、僕も地域活動に結構参加している中で、なかなか総務財政の職員たちが観光商工に携わっているようなイメージがないのはなぜなのでしょう。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。

ここ前半の分につきましては、夏まつり等でしか実際職員の動員というところではありませんでした。今後、今回の補正予算でもそうですし、それから6月で計画いたしました地方創生の事業につきましては、これからかかわっていくというところで考えております。

今回、9月補正で上げさせていただいた事業につきましてもかなりのボリュームございま

す。もちろん商工観光課のみで実施できる内容だけではないですので、CCRCの事業につきましては、保健福祉課も参画してもらわないといけませんし、総務財政課といたしましても連携事業もあります。

そういうところもどんどんかかわって、調整役といいますか、全体の把握というところで総務財政課がかかわり、商工観光課の援助といいますか、支援をしていきたいなと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

課を飛び越えて人事的な交流もそうですし、お互いの仕事、何をやっているのかということのシェアとかというのはすごい大事だと思います。

地域活動は結構商工観光課と携わることが多いので、職員の方たちのハードスケジュールさというのも十分、毎回毎回疲労困憊で会議に来るのもかわいそうだなと思っている部分があるので、限られた人員で結構なお金を触っていくことになりますので、一つ一つつくり上げていってほしいなど。

やっぱり企画というのは、その当時名前変更される時も、他の議員からも強くありましたけれども、やっぱり町の花やと。ここが企画練られなきゃ、次の未来はつukれないという課の重責を、それこそ前田課長だけではなく、みんなの仕事だとして持っていけるような、なかなか縦割りの社会の中では厳しいとは思いますが、もっとグローバルに考えていただいて、この企画の名前を変えた意味を一日も早くつくっていただきたいなと思います。

続いての質問に移ります。

つむぎてらすの運営が本格的に始まり、この施設の安定した管理はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。ただいまの御質問にお答えいたします。

つむぎてらす、皆さんの御理解、御協力を得まして、6月に開所し、まだ間もないところでございますが、今の現状を維持するために、安定的な管理というふうな御質問でございましたけれども、日常点検、あるいは6カ月点検、1年点検とそれぞれ点検箇所が異なっておりますが、そういう業務を新しい時点から形式的に実施できるような体制を業務として取り入れて、管理していきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

なぜこういう質問をするかと、できたばかりのところにするかというのは、やっぱりことしの夏、いこいの館、産業振興会館、空調設備の問題が多く出ましたけれども、やっぱりルーチンがないんですよ、町の中に。維持管理というものにおけるルーチンがないと。点検だったりとかということは行われていたとしても、その点検が次の作業に結びつくというところのルーチンがないんですよ。

やはり東部3連合でも持っている東部じんかい処理組合という施設がありますけれども、あそこも5年計画、10年計画、15年計画というものを立てて組んでいるんですけども、できたばかりのところできれやと何がいいのかと。例えばあれが悪くなる時20年後やとなったときに、僕も60手前の歳になります。だから、悲しいかなこの世に存在せえへん人もいっぱい出てくるかもしれません。

そういう中で、じゃ、今できる責任というのは何なのかということ、僕は今回この質問で皆さんとちょっと聞きたいなと思ひまして、質問させていただくんですけども、悪くなってから幾らかかると。それこそ議会で提案することを臆病になりながら仕事をするのではなく、きっちりとした維持管理計画書に基づいてこの年にはこれが必要になってきますと。例えばそれが思いのほか悪くなかったとしても、次の予備品として代用ができますとか、前向きな検討ですよ。それが僕は多分投資やと思うんですよ。

そういうふうな考え方をつむぎでじゃないとできないと思うんですよ。何でかと言うとさらやから。情報が全部新しいんですよ。業者さんともまだ新しい。その関係性を築いていくにも、やはり維持管理の計画書というのは必要ではないのかと考えているんですけども、課長、どうお考えでしょうか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 御質問にお答えいたします。

維持管理計画というのは、やはり専門家が入った、コンサル業者も入った立派なものというのを想像しがちなんですが、つむぎてらすにおいては、やはりまだ新しいところがございますので、それぞれの施設に定期点検、あるいは点検箇所というのが今把握できますので、今のうちにして、職員でできるところはしていくと。ある程度年数たったものについては、やはりコンサルなどを入れ、改修が必要なところが出れば、維持管理計画というのをつくっていくというようなスタイルでいいのかなと思います。

ほかの公共施設とあわせて、町の施設の維持管理計画というのもつくらなあかんようなどころも当然あると思います。そこは、ちょっと所管が違いますので言い切れませんが、議員のおっしゃるような形にするべきだと私のほうも考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

6番（坂本英人君） 6番、坂本です。

課長から前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

本当にそれが産業振興会館だったりとか、いこいの館に反映されるようなモデルをつくっていただきたく思いまして、今回、僕の一般質問は終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで坂本英人君の一般質問を終わります。

7番議員、松本俊清君の発言を許します。松本君。

7番（松本俊清君） 7番、松本です。一般質問について、笠置町の振興対策事業についてお尋ねいたします。

まず、古民家、有限会社わかさぎ、産業の振興、町の将来のビジョンについてお聞きします。

古民家を再生されたが、その効果はどのようになっているんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

古民家ということで、先ほど来お話が出ていますサテライトオフィス、また移住・定住促進センター、お試し住宅、その3施設がございます。

それぞれ活動がうまく回っているかどうかというところの検証をいたしますと、効果は申しわけございませんが、まだ薄いというふうに検証はしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

効果が出ていないという回答なんです、それでは、お聞きします。この民家による固定資産はどのくらいあるんですか。そして、固定資産税はどのくらいあるんですか。それと、この4つの東部サテライト、吉田邸、伊左治、植村、これの年間経費はどのくらい上がっているんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

経費、固定資産税ということでございますが、申しわけございません、ただいま数値を持

ち合わせておりませんので、後ほど御説明させていただきたいと思います。申しわけございません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

今の回答で、それはそれでいいんですけれども、町民の声として質問しているんですけれども、町の財政がますます少なくなってくるというような中で、こういう古民家の税金、納税が少なくなってくるということは、町財政に非常に大きく影響するんじゃないかと思いますので、その点、できるだけよろしくをお願いします。

それでは、お聞きしたいんですが、サテライトオフィスの件についてお尋ねします。

前回、サテライトオフィス用として25万円のパンフレット作成を委託するという予算が出ましたね。しかし、私は前の議会でも一応お願いしたんですが、なぜサテライトオフィスの看板がないんですか。それと、早く言うと、お試し住宅ありませんね、看板。そして、移住・定住プラザの旧吉田さんには表札がかかっているんですよ。町規定によって、表札または看板をつくったらだめだという規約があるんですか。なければ、なぜそれをつくらないのか、その点お答えください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

3施設それぞれ、表札というか名称の看板がないということです。早急に対応させていただきます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） できるだけ前向きに検討してもらいたいと思います。

それで、旧吉田邸、地域おこし協力隊が入っておられると思うんですが、この規約第4条、任期1年、最長3年となっていますが、手続は一応終わっているのか。

そして、この中で第11条、報告において効果並びに指示事項はないのかということについて、16条の協力隊による総務企画観光課で処理するとありますが、平成30年9月20日のこの時点でこの課はないんですけれども、これはどう対応されていくのか。なぜ規約が改正されないのか、その理由をお答えください。

議長（杉岡義信君） 松本さん、今質問されたやつ、ここには出ていないんですけども、質問をちょっと変えてくれへんか。

7番（松本俊清君） 私はお試し住宅の件で聞いているんですよ。その中には、地域おこし協

力隊が入っておられるでしょう。違うんですか。だから聞いているんですよ。その規約はどうやと聞いているんですよ。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 条例関係の例規集の関係の部分だけお答えさせていただきます。すみません、通告内容でちょっと入っておりませんでしたので、準備できておりません箇所ありますの申しわけございません。

地域おこし協力隊の所管につきましては、本来、今、商工観光課で業務をしてもらうことになっておりますが、例規集の中で一部まだ企画観光課という名称のままになっております。条例、規則につきましては、3月議会のものが今回差しかえによって対応させていただいておりましたが、要綱につきましては、今回の業者のほうに送った中から漏れておりましたので、次の差しかえのときに反映してもらえるように、今、順に向こうと調整しております。

そういうところで、条例、規則以外の要綱であったり、取り扱い規定というものについては、まだ企画観光課という名称のままになっているものが何件かございますので、申しわけございません、そちらは手続上、次回の差しかえには間に合うようにさせていただきますので御了承いただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） それで、例規集のほうはそういう形でできるだけ処理をよろしくお願ひしたいと思っております。

それと、次、有限会社わかさぎについてお尋ねいたします。

22期決算報告が出ました。それを見て、社長はどのようにお考えか、お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） わかさぎにつきましては22期の決算書をいただきました。すぐに見させていただいたわけでありまして、純利益といたしまして1,550万ほどの赤字が出ていた、そういうことを見まして、非常にやはり厳しい状況であるということ再認識した次第でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

厳しい状態であるということは認識されているんですが、この対応はどのようにされるんですか、社長として。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） これからいこいの館のあり方についてでございます。今、22期の決算もこういう厳しい状況であるということは再認識をしたわけでございますけれども、2年間にわたります指定管理者制度におきまして、この状況を打破していただいて、収支をとんとんにしていただく、そのような思いで、今指定管理者さんに委託をしている状況でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

今、指定管理者ということで出たんですが、いこいの館については積極的に力を入れてもらうのがいいんですが、指定管理者制度に業績で業者が納税する場合、今の館に採用されている従業員の給料の納税は笠置町にありますね。しかし、業者の納税は全然結局町には入らないでしょう。本社のほうに処理されると思います。

そうなってくると、非常に利益が上がっても、一生懸命協力して資財を投入して、結果的に何も町に落ちないということになるんですよ。その点、どのようにお考えか。まして、町の納税が少なくなってくる中、今後のビジョンはどういうぐあいにと私はお聞きしたんですが、その点どうですか。

幾らやっても町には何も入ってこないんですよ。そういうことわかっておられますか。その点どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、松本議員がおっしゃられるとおりでございます。従業員の方の税金は町に入りますけれども、指定管理者さんのフェイススさんにつきましては、地元に入ること、笠置町には納税されない、そういう流れで理解をしております。

その反面、やはりフェイスさんが頑張っていただいて、この経営状態を改善していただく、そういう流れの中において、笠置町にはそれ以上の大きなメリットがあると私は信じております。

現に、今まで1,500万から2,000万ぐらいの赤字が出ておったわけでございます。それを町がその都度補填をしていた、そういう状況が続いておりましたけれども、これをやっとなんと脱却できまして、1年間の指定管理料だけでおさまってきました。また、2年度におきましては、この指定管理者の委託金をさらに減額をしていただく、そのような流れになっておりますから、笠置町にも大きな私はメリットがあったと確信をしております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 松本です。

今、大きなメリットがあるという返答ですが、先ほど言いましたように、指定管理料として1, 200万払うんですよ。もうかった金はその業者の本社が納税されるんですよ。笠置町には一銭も入ってこない、メリットがないということを言っているんですよ。それでも町長は、これがメリットあってやっていきたいと言われるんですか。その点どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 金銭的におきまして、先ほど申し上げましたように、トータルでは笠置町にはメリットがあると思っております。

また、私の思いでは、いこいの館はやはり笠置町になくてはならない施設だと私は確信しております。私のまちづくりの中におきまして、いこいの館というのはやはり中心に据えて、そこがハブ的な要素を持って、いろんなところに行っていただき、また健康づくりの拠点や、またスポーツの拠点、そういうふう位置づけをしていきたいと思っておりますので、いこいの館はどうしても存続をしていきたい、そのような思いでおります。

議長（杉岡義信君） 松本さん、これ、わかさぎの決算報告ということで、ちょっとずれてんねんわ。戻してほしい。

松本さん。

7 番（松本俊清君） では、内容を変えさせていただきます。

決算報告で寄附金6, 500万5, 487円が処理されていますが、この明細はあるんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

特定寄附の明細はこちらのほうでございますので、また後ほどごらんいただければ幸いです。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7 番（松本俊清君） 松本です。

今の寄附金については明細があるということで、後から見せてもらいますが、それと同時に、前業者が引かれたとき、ここに今の食堂における備品、修理代が不納というのが391万8, 900円あるんですけども、この手続はどのようになっているのか。町長の采配でこれは許可されたのか、その点お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 故障していました三百幾らかの経費につきましては、承知をしております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 先ほど指定管理者という言葉が出てきましたね。それについてちょっとお尋ねしたいんですけども、この指定管理者について、何か今度方針を変えられたんですか、どうですか。

議長（杉岡義信君） 方針という意味がわからへんねんて。

7番（松本俊清君） 一応、先ほどから言うたように、非常になくってはならんというようなわかさぎですね。わかさぎは常にいこいの館に委託されているでしょう。違うんですか。決算は決算でいいんですよ。委託されているんでしょう。

ほんで、そのときに今度どうするのかということを一応聞いているわけですよ。そのとき、指定管理者という言葉が発せられましたね。そのときに、指定管理者制度になってどのように指示されたかと聞いているんですよ。

例えば、8月10日、時間的に18時15分ですよ。—————
—————だから、そのとき、いこいの館が必要やと言うんだったら、これどういうぐあいになっているのか、ちょっと一遍お聞きしたいんです。

議長（杉岡義信君） ちょっと待って。前のこれは言うてもらわんほうがいいねん。ちょっとそこのところ。

7番（松本俊清君） わかりました。そういう部分は訂正します。

ほんで、そのかわり、いこいの館第7条の2項、風紀についてどう思われているのかという形に質問を変えます。それでも言うても一緒ですから、質問はもうしません。わかりましたか。質問はしません。この件については。わかさぎについては。

次に移ります。

次、産業の振興という形でお聞きしたいんですが、一応近くの町村では、例えば南山城ですと道の駅とか、太陽光、シイタケといろいろ産業で非常に話題になっています。笠置では、以前はワイナリーとか低炭素化事業など計画されてやっていたね。しかし、結果がどうなっているのか。それに対応するようなビジョンはあるのか、少しお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） ワイナリーにつきましては、当初2社の参入を予定しておりましたが、1社が倒産をされ、1社が撤退をされました。ワイナリー事業につきましてはリセットさせ

ていただき、新たな可能性を探っていきたい、このように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 私の質問がどうも悪いのかもしれないけれども、そういうワイナリーとか低炭素、どうなっているのかと。そしてそこに言いましたね。次に何かビジョンがあるんですかと聞いたんです。2社とか3社、私はそんなん聞いていませんよ。次の何かがあるんですかと聞いているんですよ。将来的のために何かあるんですかと聞いているんです。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 現在のところ具体的な計画はございませんが、いろんな可能性を探っていきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

それで、振興対策について、一応質問を出したんですが、ここで、これらを踏まえて笠置町の5年、10年後のビジョンを示してくださいと。さき、いろいろな議員から一応発言されていますが、再度お聞きします。今後のビジョンはどのように笠置町は持っていきたいと思われているのか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 先ほど大倉議員さんにもお答えをさせていただきました。ただいま笠置町は第3次笠置町総合計画に沿ってまちづくりを進めております。大きな柱といたしましては、新たな定住を目指す環境、共生のまちづくり、活発な交流活動によるにぎわいづくり、主体性のあるまちづくりの3点でございますが、私は特に環境、レクリエーションの整備に力を入れたいと考えております。

また、創生事業におきましても、今年度で終わる事業がございます。それらをミックスさせてまちづくりに取り組んでいきたいと、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） これ、前のときから質問状渡してあるんですけども、ビジョンと書いて。私はその返答だけでは納得いかないんですけども。

やはり質問を書いた以上は、精査されて回答されていると思うんです。その点はどうなんですか。それでもまあ結構ですけども、次に移ります。

町長に一応方針としてお聞きします。笠置町職員服務規程第14条はどのように理解されているんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 14条におきましては、職員の健康増進、そのためには環境の整備、そういうことがうたわれております。前回の課長会議におきましても、各課におきまして、担当を決めて草刈り、また庁舎の整理、そういうことをみんなでやっていこうと、そういうことをこの前、意思を統一させていただいたところでございます。

議長（杉岡義信君） 町長、これ、松本さんが通告出しているやつ、やっぱりある程度把握してもうて、答弁したってくれんことには。

松本君。

7番（松本俊清君） 町長、14条は大体わかりましたか。今読まれたからわかると思うんですよ。そこに環境とあるでしょう。ないんですか、整備。

その中で、私は質問状にも書いてあるんですよ。これ、町長、庁舎内の清掃と書いてあるんですよ。わざわざ細かくトイレ、玄関等と書いてあります。これらについて私は返答をほしいんですよ。

例えば、なぜ玄関にあの置き傘があれだけ必要なんですか。また、フェンスが壊れたまま、また、雑草生えっぱなし。京都府知事選のポスターは置きっぱなし。長靴とそれで、今言われた14条はどのように理解されているんですか。課長会議でそれをいろいろ検討されてやられたんですか。その点どうなんですか。これ一応書いてあるでしょう、質問状。読んでおられないんですか。これ、私は出していますよ、10日の日に。それに対して返答してくださいと言うているでしょう。

まして、笠置町の役場というのは、町の玄関口ですよ。そこであのような雑草生え、長靴置いてある、傘置いてある。それで、入り口の横の掲示板、何ですか、あれ。全然ガラスも入っていないでしょう。そういうのをどのように思っておられるのか。町職員の方は専用の出入り口があるんですか。そこから入ってこられるんですか。いつでも通ったらそうでしょう。雨降ったときに、あの掲示板どうなんですか。紙やったら濡れますよ。いつまでほっとかれるんですか。

第2庁舎へ行くときに、あそこに物すごく荷物が置いてありますよ、階段のところ。それなんか、もしこれが14条を理解されたんやったら、なぜ行動に移されないのか。これ、今回だけじゃないですよ。事あるごとに言うてますよ。そういう点どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 松本議員言われるとおりで、役場は町の玄関口でございます。当然町民

の方、また他町村の職員の方、いろんな方が来ていただきます。そこが煩雑、汚れているようでは、笠置町の姿勢を問われる、そういうことにつながると思っております。

先ほども申しましたけれども、この前の課長会におきまして、庁舎内の清掃、また玄関入ったところの整理整頓、そういうことをきちんと担当を決めて、どこがやるか、誰がやるかということを中心に決めさせていただきました。

その玄関口の左側の草刈りにつきましては、誰がする。また、入ったところの荷物は誰が片づける。そういうことも皆さんで任務分担をさせていただきました。それに沿って、今徐々にしていただいているところでございます。

また、掲示板のガラスにつきましては、ガラスが割れておりましたので、危険ということで今外させていただいて、新しいものを今注文しております。

また、柵も1カ所壊れております。そのことにつきましても、寸法をはかって、それを今注文して修理に当たっていく、そのような状況でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

今、ごもっともな返事なんです。しかし、時間があるんですよ。いつまでかかっているんですか。今、柵修理に出しています。あれはいつ壊れたんですか。先ほど言いました府知事の看板、倉庫がないんですか、置きっぱなし。

だから、そこまで皆さん、職員の方、1日の大半をこの役場で過ごされます。課長会議を開催されて、いろいろな問題を言われて、発言されていると思うんですが、執行部は言っても職員が聞かないんですか。言い方が悪いんですか。どうなんですか。

今までから何遍もこれ言うてますよ。雑草の問題、長靴の問題、整理整頓言うてますよ。我々言うても行政は聞いてくれないんですか。行政の執行部が課長会議で発言しても、職員の方は聞いてくれないんですか。その点どうなんですか。

私はそこでこういう体制づくりということについて、どうかということ万事が全てなんですけれども、先ほどもちょっと規約のことを言いましたけれども、言うています各課の例規集がありますね、各担当の。この例規集についても、担当の方がもし見ておられるのか、そういう心遣いが本当にあるのか。

例えばちょっとあれは出るかもしれませんが、これは職員の方並びにみんなに聞いてもらいたんですよ。2, 183ページ、ここ、皆さん各あれやったら持っているからわかると思うんですよ。これ何ですか、別表、産振の1階和室、使用時間午前9時から午後12時、そ

れが1,000円、それで午後1時から午後5時1,500円、これ午後12時という表示あるんですけれども、これどういうことですか。そういうことまで詳しく見るような町の体制ができていますか。なぜなんですか、これ。

だから、全部が全部がこれを見ろとは言いませんよ。しかし、担当された課の人がこれを見るのは常識じゃないんですか。その点、町長、ええこと言うていますけれども、どうなんですか。これは課長会議にも出ているはずですよ、2,183ページ。どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 清掃や整頓につきましては、先ほども申しあげましたように、課で担当、また誰がここをするということにつきまして、任務分担をさせていただきました。それは急にまだ全部ができていない状況ではありませんけれども、余った時間を利用していただいて、そのような作業をしていただいております。それが1点でございます。

また、担当しているその部署についての例規集を確認するのが当然だと言われます。私もそう思います。けれども、そういう間違いがまだ置いたままになっていることにつきましては、やはりこれは私たちの怠慢であると言わざるを得ません。そういうことにつきまして、もう一度精査をさせていただき、訂正をさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

町長、職につかれて相当日数もたっていると思いますよ。しかし、こういうチェックするポイントがわからないのか、わかっているのかということなんですよ。

それで、このいい例が職員の方、行政においてスリッパを履いていますね。1万円のスリッパでもスリッパですよ。100円の靴でも靴ですよ。もし緊急の場合、こういう場合は、どうなんですか。職員の指導について、御存じないですか。スリッパ勤務されているんですよ。どう思いますか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 職員がスリッパ、草履などを履いて出勤しているということについては、それはあってはならないことだと思います。すぐに厳しく指導をしていきたいと考えます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 今、出勤と言われたけれども、勤務時間中ですよ。私の言い方が違ったんですか。勤務時間中ですよ。出勤するのは下駄履いて来ようが、スリッパ履いて来ようが関係ないんですよ。職場に入ればですよ。それはどうなんですか。

こういうことをずっと何回言わすんですか。本当に、何かの作業についても、もっと危機感と責任感を持ってやったらどうですか。今の状態で、町長、直るんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 出勤じゃなくて勤務時間中でそういうことをされているということでありまして。そういうことにおきましては、ましてや言語道断だと私は考えます。厳しく指導してまいりたいと考えます。

常にやはり危機感を持って行政運営に当たっていかねばならない、そのような思いをさらに込めまして、行政運営に当たっていききたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 指導をよろしくお願いします。

しかし、言う本人も日ごろからそういうチェックとか、そういうことをわかっていなかったらチェックもできないでしょう。町長自身はそういう行政のあり方について、どのように勉強してチェックするような体制をとられるのか。言うだけやったら風呂屋の番頭と同じですからね。言うだけですから。もう少しはっきりしたことを考えて、答弁してもうて、改善をお願いします。わかりましたか。

それでは、災害に対する体制について。

皆さん、いろいろ聞かれましたので、一応思うんですが。最近、気候の異常とか地震等、いろいろ避難、あれが出ます。しかし、体に障害のある方の避難に対する笠置町としての避難場所における設備、デイサービスとの連携につき、見直しをしてもらいたいと思います。

今までですと、テレビ等でやっているのは健全な人ばかりです。しかし、車椅子または寝たきり、そういう方の避難を笠置町はどう対応されるのか。そういう問題についてちょっとお聞きしたいんですけれども、ただこれはお願いなんですよ。だから、避難避難と言われますけれども、しかし、その受け入れ態勢はどうなのか、そういう点、はっきりと明文化し対応してもらいたいと。

先ほど危険時における水とか食料品、毛布等、備蓄等説明があったと思うんですよ。しかし、今の時代そういう看護を必要とする人、これは電気が必要なんですよ。発電機を避難場所に設置されているのか、そういう案があるのか。もう少し避難については体に障害のある方の対応、できるだけそういう方面に目を向けてもらって、対応する体制はとってもらいたいと。

デイサービス等いろいろ約束、規約とか契約されていると思うんですが、もう一度見直し

てもらふ時期に来たんじゃないですか。その点どうですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。御質問にお答えいたします。

まず、健常者でない方の避難については、今、午前中の答弁にもございましたとおりの避難所での対応しか今まではできておりませんでした。やはりちょっとお体の悪い、あるいは介助が必要な方の避難については、包括で今まで一手に引き受けるというふうな状態でした。

見直しでございますが、6月に開所したつむぎてらすという場所の環境もございます。デイサービスとの近く、あるいは薬局との近くというふうな環境もございますので、あそこが包括支援センターの事務所でございますので、そういう方の避難場所として対応も可能というふうなところもおおむね考えておりますので、避難準備情報の段階の受け入れ場所として、これから整備していくというふうな位置づけを明確にさせていただきたいと考えているところでございます。

デイサービスにつきましては民間施設でございますので、いろいろ協議ははっきりとは申し上げられませんが、前向きな協議を予定しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

朝の町長の回答でも、本日の町長は安心・安全ということを発言されました。しかし、この避難場所について、漫然でいいのかどうかということに疑問を感じるんです。

なぜかという、現時点で避難されました8月、9月のとき、冷房は入っていたんですか、産業振興会館。そういうことで、上辺だけの発言では困るんですよ。もっと実のある政策をやってもらわないことには。その点どうなんですか。

特に今すぐには言いません。各課ともどもやっぱりこういう災害に対する避難、また、体に障害のある方の対応を根本的に考え直して、実のあるものに早急にやってもらいたいと思います。

それで、大変あれですが、特に今言いました障害のある方、また先ほども課長が言っていましたように、このごろはペットが流行っているんですよ。犬を連れてきたり、猫を連れてきたり、避難されるときに。そういうことを考えますと、簡単なようなんですけれども、笠置町は75歳以上が401名いるんですよ。やはりひとり暮らしが多いということになって

くると、何かそういう動物でやるというような形もありますので、そういう点もいろいろ参考にしてもらって、対応、対策、設置、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。ちょっと補足だけさせていただきます。

産振の関係はやはりデイとの連携がうまくいかなかったというところが反省点で、今後これを改善させていただきます。産振で電気がなかったところに体の弱い方が行かれたという件につきましては、そういうことで、今後そういうことがないようにさせていただきます。

それから、75歳以上401名と、これは敬老会のほうで発表された数字でございますが、実際には75歳は360名ぐらいです。敬老会のほうの数値の読み方が年度内の数値でございます。それから、以前ほかの議員さんもそういう形で発言されておりましたので、ちょっとここだけ申し添えさせていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

7番（松本俊清君） 松本です。

いろいろありますけれども、前向きに検討してもらうのを期待しまして、よろしくお願ひします。

議長（杉岡義信君） これで松本俊清君の一般質問を終わります。

この際15分間休憩します。

休 憩 午後2時43分

再 開 午後2時57分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

1番議員、西岡良祐君の発言を許します。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。それでは、私のほうから2項目について御質問いたします。

まず、1項目として、笠置町地域防災計画についてお伺ひいたします。

この防災計画は平成27年3月に改定され、現在運用されている中で、ことしは特に台風発生が多く、風水害を心配しているところであります。その中で、午前中からこの件についてはいろいろ御質問がたまひて、答弁もあつたわけですが、私はもう少し踏み込んで具体的な件についてお伺ひしたいと思ひます。

まず1点として、この防災計画の中に各区の課題として、常時河川の水位状況の確認がと

れるよう整備を行うと、災害時の連絡体制の確立を図る必要があるというように明記されておりすけれども、これは27年以降、どのようにされてきたのか、お伺いいたします。

2点目、情報収集及び伝達について、迅速かつ正確に関係住民に伝達するとなっておりますけれども、この間の台風20号におきましては、夜間の襲来でありました。私ら一応家庭では窓も全部締め切ってやっておりますので、ダム放流警報等、サイレンは鳴っているのはわかるけれども、それ以外何を言っているかわからんし、どのぐらいの放流のトン数をやったのかということもわからないし、情報が全然入ってきません。

そういうことで、これは以前にも、私は議会で質問したと思うんですけれども、夜間のダム放流の警報とか、そういうものはせっかく防災無線がありますので、防災無線等で伝達できないかどうかということをおっしゃったと思うんですけれども、その件についてお伺いいたします。

それから3点目、これは午前中も出ていましたけれども、災害については自助、共助、公助、この3つの連動が大切であります。これはいつも言われています。特に私がきょう質問したいのは、公助と共助の連携、これができているかどうか。

共助と自助については、各区でおのおのいろいろ対策を立てられておられるし、それから先ほども出ていましたけれども、避難するときなんかは隣組同士で声かけするとか、あるいは組長さんの連絡で、みんな警報出たし逃げやなあかんでというようなこともやっておられると思うので、今回も避難場所設置は何回かされておりますけれども、その辺、公助と共助のほうの、区のほうへ、その辺の連絡体制というのはちゃんと確立できているのか、その3点についてお伺いいたします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。西岡議員の御質問お答えさせていただきます。

災害時の課題、午前中もありましたように、木津川の増水等がどこの地区でも課題となっております。洪水の警戒水位、ハザードマップ等でもお知らせさせていただいておりますように、浸水地区も何箇所もございます。

河川の情報につきましては、高山ダムもそうですし、京都府の河川水位情報等もございまして、役場のほうにはそれぞれ連絡がシステム上、メールであったりというところで連絡が入っております。

また、高山ダムさんからは放流時には事前に連絡、何分何時から放流しますということをお

ファクス以外にも御連絡いただいているという、そこでの連絡体制はできておるとしております。

ただ、そういうところも含めて、次に御質問いただきました情報提供ですけれども、実際、以前にも西岡議員のほうからも提案いただいております防災無線というところの活用ができておりませんでした。

今回、サイレンだけではやはりおっしゃっていただいとおりのように、自宅の中では、それこそ雨戸を閉める、音が聞こえないぐらいのことになっていたら、サイレンも放送も聞こえないということも確かでありますので、できるだけ夜間でありまして、防災無線を入れさせていただきますと、放流が何時から何トン程度であります、それから、これは予測がなかなか立ちにくいところがあるんですけれども、飛鳥路の潜没橋の状況であったりというところは、通行どめの連絡は今までも入れさせていただいておりますが、それ以前の放流があつて通行どめとなる可能性もありますというふうな形で、防災無線を活用するように考えていきたいと思っております。

もう一点、笠置テレビのほうでも警報が出ましたら、木津川の河川のほう、通常時でも放送はさせていただいているんですけれども、そういうところも活用して、夜間の分ではちょっと見にくいところはあるんですが、水位情報を確認いただけるようなことも、さらにお知らせさせていただきたいと思えます。

それから、自助、共助、公助、災害時には一番3つの必要なところなんですけれども、自助につきましては垂直避難であったり、あそこも自分で対策をとるという中の難しいところもあるかもしれませんが、こちらも啓発を進めていきたいと思っております。

共助と公助、確かにどこで役割分担というところもあるかと思えますので、区の中では、確かに区長さん初め、皆さんいろいろと地区回りしていただいているところもございますし、自主防災組織というところには至っておりませんが、それに近い形で役員さんらで見回りをされる、声かけをされるという地区もあると聞いております。

そういう中で、町として、行政として、そこを超えた部分、超えた部分と言うたらちょっと語弊があるかもしれませんが、町として、行政として必要な体制、もちろん職員も警報が発令されましたら出動して来ておりますし、朝からも言いましたように、消防団のほうも自宅待機というような態勢もとってもらっております。

災害に対して共通の意識を持って役割分担なり、各地区への支援というものは行政としてやっていかねばならないことと思っておりますので、そこら全て認識した上で取り組ませ

ていただきたいと思います。

朝からも返答させていただきましてとおり、防災会議等も開催して、防災計画の中での見直しが必要な箇所、避難場所の追加、それから内容的にさらに含めていかないところもあるかと思いますが、そういうところは防災会議のほうで詰めまして、また各地区区長さんを通じてお知らせさせていただき、住民さんにも広報等でお知らせさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

今、課長のほうからほとんどそのようにやっていきますという回答ですので、もう次の台風が来たときには、そのようによろしく願いしておきます。

その中で、ちょっと確認したいんですけども、水位状況の件についてでありますけれども、これ、私は前に言ったときは、今、笠置テレビで潜没橋と、それから笠置大橋とは何か常時映っているカメラで夜間もちゃんと見られますね。

あのようなことで、大体笠置町が白砂川と木津川も含めて5カ所ぐらい、ああいうふうに見られるような設備を設けたらどうやという意見も出していたと思いますけれども、その辺のことはどのように考えておられるのか。

それと、朝からもおっしゃっていたけれども、きのう府議会が精華町であって、私も行ってきたんですけども、その中で、ちょうど防災の関係が出ていまして、京都府の事業の中で、知事が答弁していたんですけども、危機管理型水位計をつけていくと。京都府で全部で232個か何かおっしゃっていました。これを今計画してやっておられるみたいなので、特に福知山とかあの辺の水害の対策としてなされると思うんですけども、これは市町村にはそういうことはおりにきていますか。どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。すみません、1点目の防災関係の水位のカメラですけども、京都府のほうで白砂川に1基設置されておまして、京都府のホームページから閲覧していただけるものが1つございます。

それ以外、今おっしゃったように笠置大橋、それから飛鳥路の潜没橋、2カ所は町のケーブルテレビで設置しておりますが、またそこが切りかえなりふやせるかというところはちょっと商工観光課のほうと検討させていただき、予算上のこともございますので、検討させていただきたいと思います。

それと、府議会、一般質問の中で危機管理型の水位計ですけれども、笠置町に何基つくとか、そういう情報はまだ今のところ入ってきておりません。ただ、府の予算の措置としてこういうものが検討されるというか、予算計上されるというところの話だけで、まだ具体的に笠置町は何基ありますよとかいう話は入ってきておりませんので、また情報があり次第、御提示させていただくようにいたします。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

笠置テレビのほうはまた追加すんねんやったら、それと今、ただあれはぼうっとして見えてあるだけやから、もうちょっと近くから見られるように、するんやったらですよ、そういうことも考えていただきたい。

それと、危機管理水位計をつけてもらえるんやったら、それをする必要ないし、その辺の情報を府のほうとちゃんと連絡とってやってください。2 3 2 個もつけていくということやから、木津川河川なんかは十分やっていってもらえるし。

きのうの府会の答弁なんかでも、下流のほうは堤防を強化していくと。福知山とかでもそうですわ。堤防を強化していくということを言われていましたけれども、堤防を強化されたら、笠置町なんか上流は水位が上がるんですよ。その辺のことも考えてやってもらうということです。ただ、堤防の切れるところだけのことじゃなしに、その上流にどういう影響を与えるかということも考えてもらうように意見を言うてもらわんとあかんと思うやけれども、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それからもう一点、避難場所を開設して、この間も何回かやられております。朝からも意見出ていました。避難場所を開設した場合、例えば役場やったら全職員がおられますのでええけれども、産振なんかやったら職員はおりませんわね。その場合、避難場所を設置したときにその対応、管理する人は誰か置くようにされているのかどうか、その辺ちょっとお伺ひしたいんです。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。西岡議員の御質問お答えさせていただきます。

避難場所につきましては、第1次として役場、産業振興会館、笠置会館、それから集会所といたしましては、東部区、飛鳥路区、切山区とあけていただくようにしております。

役場は職員がずっと常時待機しております。笠置会館につきましては、笠置会館に勤務す

る職員の方に警報発令、避難場所開設となったら出てきていただいております。お二人の態勢でやっていただいておりますので、かなり長引くと厳しいところはあるかと思えますけれども、そういう態勢でしていただいております。

それから、産業振興会館につきましては、日中は今臨時職員がおりますので、そこで対応、受け付け等をしてもらっております。その間に職員が巡回に回ったり、それから業務終わりましたら、5時からまだ避難場所を開設している場合は、職員が行って向こうで対応してくれるということにしております。

公的機関につきましては、職員を配置するようにしております。ただ、集会所につきましては、各地区に、申しわけございません、よろしくお願ひしますという形になってしまいますので、区の役員さん出ていただいているところもありますし、あけていただいているだけというところもあります。ただ、そちらにつきましても、職員が時間ごとに巡回して避難者の状況も確認させていただいているということにしております。

全ての避難所を開設して、職員配置すればいいんですけれども、ちょっとなかなかそういう人的な対応もできないところもございますので、避難者がふえてくるとなると、役場の職員の動員も人数をふやしてということもしておりましたので、そういう場合は、常時集会所のほうにも職員派遣を考えていきたいと、そういうふうに思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

そやから、集会所とかについては、そこが共助の大切なところなんです。だから、区のほうへ連絡をとって、避難場所を開設せんとあかんから、区のほうで対応をお願いしますというふうなことにならんとあかんわけやろう。鍵だけあけて、来る人勝手に入ったらいいわでは、何の避難所かわからんから。そういうところをちゃんと体制をとっておいてほしいということなんです。

それと、産振については、この間ちょっと苦情を聞いたんですけれども、あそこは今言うたようにアルバイト職員ですわね。そんな人を、この間も多分6時回らんと解除せえへんかったやろう。そういうときに、ちゃんと臨時の人にでも残ってくれとか、そういう対応をしてくれとかいうことはちゃんとされたのかどうか、ちょっとその辺が不明確やったみたいなことを聞いていますので、その辺もちゃんと徹底するようにしてもらいたいと思います。

それから、危機管理の水位計、これは府のほうは設置とか、何やそこまでいっていないと思いますけれども、つけようとしている事業をもう起こしているんです。そやから、こうい

うときこそ笠置町としてぜひつけてくれということで、どことどこ何カ所と言えるぐらいのそういう積極的な要望をやっていくように心がけていただきたいと思いますので、その辺よろしく願いしておきます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。西岡議員おっしゃっていただきました。たしかに共助、公助の役割分担というところで、体制づくり確立させていきたいと思えます。

それから、水位計につきましては、積極的に町長要望として京都府のほうにも上げさせていただくように検討させていただきます。そのための準備も場所の選定等、すぐに対応できるように準備していきたいと思えます。

道路関係の要望、河川関係の要望では建設産業課のほうからでも、163号線の冠水対策につきましては、道路整備と河川整備両方のほうで要望も上げさせていただいております。そういうところで、さらに要望していくようにさせていただきますのでよろしく願います。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

それと、最後にもう一点、先ほども出ていましたけれども、援助の必要な人の避難、これは以前から問題になっておりまして、ほんで、前の防災計画つくったときにも、そういう意見は各区からも出てたと思うんですよ。

あれは私の今知る限りでは、援助が必要な人については、各地域に民生委員さんがおられて、民生委員さんは連絡体制とか、そういう情報連絡も全部持っておられて、ハザードマップつくったときに、どこに援助者の方がおられるかというような地図も多分つくったと思うんですよ。それは個人情報にも関係するということで、あのときには各地区の区長さんと消防の団長さんやったかな、そういう主な管理してもらわんなんところへは、それを渡して対応していくということになっていたと思うんですけども、その辺はそういうふうになっているんですか、どうなんですか、今。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。

以前の民生委員、これは自主活動でしていただいていたというのは四、五年前ぐらいに、そういう地図をこしらえられて、支援体制をされたというのは承知してございます。

その後、支援者名簿は各地区別に各区長さんと民生委員さんには配付させていただいて、

そういう該当者がおられるという情報は連携はとっておりますが、今、その地図を利用されているかどうかについては、申しわけございませんが、今わからないところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） わかりました。そういうのは、やはり有効に使っていただいて、その辺が特に共助が大事なところやから、そういう援助者がどこに住んでおられるかとかいうのは、やっぱり公助で、役場で全部管理するのは難しいから、これは共助でちゃんとやっていってもらったらええと思いますよ。そういうものは有効に使っていただいて、だから連携ですね、これをちゃんとできるようにやっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2 項目め、笠置町コンパクトタウン創生事業についてお伺いします。

これは平成 29 年度、地方創生事業としてつむぎてらすが創設され、当初の目的どおり、ここはうまく運営されているように私は感じております。

というのは、これは指定管理じゃなしに、行政が直接そこへ入って管理運営しているから、そのままうまく回っていると思うんですよ。その辺で、東部のテラス、そのほかのところもどういうふうにしていくか、指定管理制度に任せるのか、その辺、早いこと結論出して、早いこと動かんとあきませんよ、これは。その辺要望しておきます。

それで、その中で一応 3 点についてお伺いします。

まず 1 点目は、コンパクトタウン化によって、老朽化した中央公民館を廃止して、教育委員会分室、それから図書室、それから歴史資料等の移設計画ができておりました。

これは、当初は大体 9 月ごろまでには移設できるやろうということで聞いておりましたけれども、一向に何の音沙汰もありませんけれども、これが今どういう状況になっているのか、お伺いいたします。

それから 2 点目、これは関連するんですけども、維持管理費用の上昇と安全対策に問題があるから移設する必要があるということで、計画にも掲げてやっておられたわけですので、その辺について、こういう問題があんねんやったら早いことせんとあかんので、その辺のお考えをお聞きしたい。

それから 3 点目、前の議会でも議員さんから出ていたと思うんですけども、移設後の中央公民館の処理をどうするのか、ちゃんとした計画を立てられておるのかどうか。

これについては、中央公民館は東部連合へ多分財産譲渡をしたと思っっているんですけど

も、その辺について、除却する場合にどういう処置になるのか、その辺も考えておられるのか。その3点についてお伺いいたします。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。御質問にお答えさせていただきます。

コンパクトタウン構想というのは創生戦略の中で位置づけ、あるいは関連する福祉計画にも位置づけて、議員さんの中でもいろいろな御意見を拝聴しながら、現在進めている計画でございます。

まだなれておりませんから、お褒めの言葉と受け取っていただいて、関係職員の励みになります。ありがとうございます。うまくいっているということで、今後も職員一生懸命運営にあるいは新築に携わった職員も励みになりますので、お礼申し上げます。

そういう中で、中央公民館を廃止し、教育委員会分室、図書室、歴史資料等の移設計画はどうなっているのかと。当時、ひょっとしたら5月ごろという表現を用いたかもしれませんが、相手さんのあることですので、言い切りはしていなかったつもりをしております。

現在の状況でございますが、ちょっと経過を本当の概略を申し上げますと、29年6月に、東部連合教育委員会に基本方針の正式協議を依頼させていただきました。その回答があったのが29年11月、その中で、やはり行政部局と教育委員会部局というのは立ち位置が違いますので、それぞれ相違の意見があったということは、これは事実でございます。

ただ、その後、その相違点について事務レベル協議を2回ほどし、3回目は来月ぐらには計画しております。そこで、今の現在では、来年度当初予算に移設に係る予算を計上して、早期に移転を実施しようと。これは、教育委員会分室、図書室等の計画でございます。事務レベル、総務財政課と私が参加して、あとは向こうの連合の関係所管課と協議をしているところでございます。

まだ結論は出ておりませんが、方向性としては、移転に向けて来年度当初の予算化について協議するという方向性は、一定それに向かって協議をしているということは御報告申し上げます。

それから、2点目も関連性があるんですが、維持管理費の上昇と安全対策上、早く移設する必要があると。そのとおりでございます。

3点目は、また総務財政課長のほうから答弁あると思いますが、今の現状の中央公民館を廃止するのか、あるいは用途変更するのか、これも協議過程によって今流動的な立場になる

うかと思えます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（前田早知子君） 失礼いたします。西岡議員の最後の移設後の中央公民館の処理の関係でお答えさせていただきます。

移転後は除去していく、撤去するというのが基本的なところではございますが、この除去するに当たっての費用については除去債というものがございます。ただ、これは本当に借り入れるだけで交付税の算入が全くないというものになってきます。除去するにしても、公共施設の総合管理計画に除去するということを位置づけるというところにはなるんですけども、申しましたように、費用的には除去する費用に対しての交付税算入、除去債に対する算入はないというところなんです。

ただ、今、公共施設等適正管理推進事業債というのが平成29年度に創設された事業債がございまして、これにつきましては、集約化、複合化の事業につきまして、充当率90%で交付税の措置が50%はあるというようなものです。これをちょっと活用できるか、それからまた、地方創生の関連の補助金というのが国のほうでありまして、この集約化に伴う補助金が活用できれば、中央公民館の移設に係って集約する部分の費用が賄えるのではないかと、そこはまだこれから京都府なり、国との公協議となってくると思います。

先ほどの中央公民館の処理ですけれども、この除去債を使わずに、例えば倉庫としてだけ置いておくか、人が入らない物を置ける施設として置いておくかというところも1つの検討課題かなというふうにも思っております。

施設につきまして、ブロック塀も横にもございまして、危険なところも承知しているんですけども、人が通常的に入らないようなそういうところとして活用するというのも1つかなという案も出てありますので、そこらも検討させていただきたいと思っております。

中央公民館につきましては、社会教育施設としての位置づけですので、こちらについては、移設となりましたら、廃止の手続は連合の教育委員会でしていただくこととなります。

建物自体の廃止、それから除去等につきましては、連合に譲渡していたものから町にまた戻してもらうというふうな手続が要るのかなと思います。譲渡したまま、連合の持ちものままということも可能なんですけれども、今後の手続を考えると町に一旦戻すというところになるのかなと。

これもまだ検討段階というか、どれが一番いい方法なのかというところを詰めていく必要もございまして、また、そうになりましたら連合、それから町のほうの議会にも諮らせてい

ただ内容かと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

やるのは来年度ということやね、結局は。そやから、いろいろ検討項目があると思うんですけれども、やっぱりやりかけたことは早いことけりつけやんとあかんと思うんですよ。そやから、産振の中をまずどういうふうにしようと考えておられるんですか。前から観光協会が入っているのをどうのこうのとかいろいろ意見出ていますけれども、あそこのどこへどういうふうに持ってくる。図書館をあそこでやるというねんやったら、どこでそれをやるのか。今和室と研修室がなくなってしまうのか、その辺のことも検討して計画せんとあかんと思うねんけれども、その辺の見解は、今どういう計画になっているんですか。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。御質問にお答えします。

確定事項ではございませんので、そこは十分前置きで御理解いただいております。お聞きいただきたいと思っております。

現在産業振興会館の事務室に、現在の事務機能プラス連合の教委の分室を持ってくると。それと、もと包括がいたところは打ち合わせ室なり、一定の書類の置き場も兼ねて使う。それから、図書についてはロビーを有効活用して、どこまで具体的なところはまだ出ていないんですが、オープン的な図書コーナーにするというふうなところが、今1つの案として浮上している段階ですので、これは確定情報ではございませんが、この案でたたき台にしていろいろ最終的に協議に入ってくるというふうなところでございます。以上でございます。

（「和室は」と言う者あり）

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 和室は変更ございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

ということは、その構想はそれでいけると思っておりますけれども、あと、観光笠置はどこに行ってもらえるのか、その辺はどうなっているのかと。もう一点、あそこ喫茶しているところ、この間、空調関係は全部取りかえ修繕されたけれども、日よけのカーテン、あれはつけたらんと、あそこは物すごい暑いと。私も何回か行きますけれども、夏あんな窓際へ座ってられ

へんというようなこともあるので、これは商工観光課長には何回も言うているけれども、その辺の処置も考えて、あそこを図書室にするねんやったら、あれではちょっと、その対策もちゃんとしてやらんとあかんと思いますので、その辺も確認しておいてください。

議長（杉岡義信君） 地方創生担当参事。

地方創生担当参事兼保健福祉課長事務取扱（東 達広君） 失礼いたします。お答えいたします。

図書コーナーでやはり図書の日焼けといえますか、それも生じますので、おっしゃっていたカーテン、あるいは紫外線カットのフィルムというところはこの移転にあわせて整備させていただく計画をしております。

観光協会の移設につきましては別途協議済みと、決定じゃなしに一定の協議はされていると聞いております。以上でございます。

失礼いたします。詳細につきましては、副町長のほうから御説明いただきたいと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。

一般社団法人観光笠置の執務室に関しまして、現在観光笠置と協議中でございます。産業振興会館に最終的に教育委員会の分室が入居し、そして図書室が整備される、そういった中で、現在の執務室の中で執務をしていただくということが難しくなるのと同時に、観光笠置の役割がこれから大変重要になってまいります。

そういった意味で、役割の拡充、体制の強化等も視野に入れながら、例えば現在の方向性といたしましては、いこいの館の1室で業務をする。あるいは独自に商店街のどこかの空き店舗の中で業務をする。そういうふうな方向を向こうの担当者、あるいは会長と協議をさせていただいておまして、現在のところまだ結論は出ておりません。どこかやはり一番業務がしやすいところ、そして、今後の体制の拡充並びに仕事の内容の充実、そういったものに合わせて適切な場所をお互いに探しながら、観光笠置に頑張りたいと、そういうように思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

そのほうは結局、来年度までにはけりをつけていってもらわんと、こっちが進まんということですので、よろしく願いしておきます。

それから、除却の費用の件ですけれども、今のままやったら100%全部笠置町が処理せなあかん。何債言わはったかな。これ、拠点整備事業とかいうことでやってんから、あのときには、多分拠点を整備して集中化するんやから、その除却するやつも費用も本当はそのときに一緒にもらえるようなことでやっていかんとあかんかったと思うんやけれども、それはできていないみたいなので、できるだけ、過疎債はあかんし、何債言わはったかな。それをもらえるようにして、たとえ半分でももらえるようなことで検討していただきたいということを要望して、私の質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで西岡良祐君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第2、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

平成30年9月第3回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後3時41分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 松 本 俊 清

署名議員 西 岡 良 祐